

内閣府 再検討要請

官制 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
8	地方に対する 規制緩和	高齢・福祉	生活保護の実態等の 事務手続におけるマ イナンバーの情報連 携項目の整理	マイナンバーによる情報連携に より、生活保護の決定・実態等の 事務手続において、労働者災害 補償保険法による休業補償給付 等の支給に関する情報を収集可 能としていただきたい。	生活保護の決定・実態等の事務手続において、銀行のマイナンバー制度 のとされているが、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に關 する情報は入手できないとされている。 こうした中、本市では平成29年度申において、労働者災害補償保険法に基 く休業補償給付等を受給しているにもかかわらず、これを情報連携項目に開け出す ず、生活保護を不正受給した事業者が件発生しており、こうした給付金の受給状 況を効率的に把握する必要性が生じている。 このため、マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実態等の事 務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に關 する情報を収集可能としていただきたい。	休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基 づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、また、速やかに回答を得る事 務が効率的に行えるようになる。	行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律第19条 第7号、別表第二の28 行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律別表第 二の主権者令で定め る第2条及び情報定 める命令第198条 生活保護法第29条	内閣府、勤務者、厚生 労働省	広島市、広 島県	一	仙台市、所沢 市、千葉市、大 和町、新潟市、 堺市、岐阜市、 多治見市、 浜田市、宮崎 市、須市、八尾 市、神戸市、函 山市、高知市、 熊本市、宮崎市	○労働者災害補償保険法による休業補償給付等の受給は申告がないと発見するこ とが難しく、受給が疑われる場合は生活保護算定に基づく個別の文書照会を 実施するが、不正受給を発見されないまま徴収されている受給者がいる可能性 がある。 ○休業補償給付等の受給の手続きについては、生活保護法第29条に基づく調査に よって受給の実態把握が困難なことは可能であるが、生活保護受給者からの偽 り申告や収入を把握するためには、マイナンバーによる情報連携により、労働者 災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報が収集可能となる必要 がある。 ○休業補償給付等の支給状況が的確に把握できないと、不正受給となる事例が懸 念されるため。 ○平成28年度中に労災に係る不正受給案件が1件発生した福祉事務所があった。 世帯からの申告が漏れつつ、職場で徴収をしたとの聴取内容から法29条に基づ き地元労働基準監督署に文書照会し、不正受給が発覚したものの、 世帯内部についての把握は得られなかったため迅速な取り返しが困難です。 調査までには週間程度を要した。 ○休業補償給付等の受給の可能性がある場合において、生活保護法第29条に基 づく個別の文書照会では、文書照会の作成事務が負担となるほか、回答までに相当 な時間を要するため、保護費の追及効果が低下する可能性がある。 そのほか、マイナンバーによる情報連携が可能となれば、事務の負担が軽減 し、即日支給情報収集できることで、保護費の追及効果の可能性は減少する。 ただし、マイナンバーによる情報連携の全体的なことであれば、情報提供ス ターの発生や提供情報に不備があるなどを避け、情報連携による正確な情報提供 の確保が必要である。 ○本市においても、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会により受給状況 を把握しているため、マイナンバーによる情報連携により、事務の効率化につな がる考え。 ○本市においても、平成28年度以降、休業補償給付が3件発生した。不正受給にま で把握しなかったが、検閲率が極めて低く、不正に休業補償給付を受給する ケースの発生が考えられ、その際には、関係機関へ照会して状況を把握する必要 がある。 銀行の制度では、紙媒体での照会しかできないため、調査に時間を要する。情 報連携を活用することにより、速やかに状況を把握し、効率的な調査が可能にな ると考えられる。 ○提案団体記載のとおり、本市においても休業補償給付等の受給が疑われる場合 において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなく なり、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実態 の徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになれば、不正受給の防止に効果 があると考えます。

審議事項	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案業務検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
20	<p>【内閣府】</p> <p>まずは住民基本台帳制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。</p> <p>【個人情報保護委員会・総務省】</p> <p>個人番号については、番号利用法第15条及び第19条において、特定個人情報の提供の求めの制限や提供の制限等の規定が設けられていること等から、個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である。</p> <p>直に代理人に個人番号を記載した住民票の写し等を直接交付した場合には、成りすまし等により本人の知らないうちで個人番号を取得される恐れがある。また、法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取り分けられること、市町村における代理権の審査が困難だが、留意である。</p> <p>よって、個人番号を記載した住民票の写し等の交付については、住民票の写し等が様々な場面で住民の居住情報を公益とするものであることや、作成した個人番号の性質に鑑み、同一の当事者に異なる者以外の代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所宛てに郵便等により送付することが適当である。</p>		<p>【伊丹市】</p> <p>番号利用法第15条及び第19条の規定については重々承知しているところである。通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(一)イ(エ)～(ロ)によれば、送戻された通知カードの交付数回において、条件を満たせば代理人でも受け取ることが可能となっている。個人番号記載の住民票の通知カードはどちらも個人番号、住所、氏名、生年月日記載されているが、取り扱いは差異が生じている。</p> <p>成りすまし等により本人の知らないうちで個人番号が取得される恐れがあるとの理由は、通知カードの受け取りに関しても同様ではないだろうか。</p> <p>個人番号記載の住民票の写し、通知カード及び個人番号カードの交付措置として留意づけられているのであれば、同様に取り扱いはすべきである。できないのであればその理由を明確に説明していただきたい。</p> <p>法定代理人と任意代理人で取り扱いを分けることが困難という点であれば、必要最小限の範囲という点も考慮し、民法860条の2、同条の3で規定されている見方により直接交付することを検討していただきたい。</p> <p>直接交付に関し、任意代理人の場合には代理人の同意が必要であるが、対象を成年後見人に限定すれば、代理権に関する疑念は生じない。</p>		<p>【伊丹市】</p> <p>平素より法定代理人と任意代理人の区別に関しては審査を行っており、困難とは考えられない。高齢者も増加するので、最低限(成年後見人)には直接交付すべきである</p> <p>【茨城県】</p> <p>法定代理人の場合は直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により本人に送付するよう取扱いを分けるべきである。</p> <p>法定代理人は、個人番号利用事務の手続きや住民票等の交付申請を含む、法律行為について、本人の権利に基づいて代理権はなく、法律に基づいて代理権によって行うことができる。よって、法定代理人に直接交付することを容認せず本人に郵送する取扱いについて、窓口で合理的な返答することが難しい。また、成年後見人等については、郵便物の受け取りが不安定な場合もある。また、法定代理人に直接交付することを容認せず本人に郵送する取扱いについて、窓口で合理的な返答することが難しい。また、成年後見人等については、郵便物の受け取りが不安定な場合もある。その一方で、市町村において、任意代理人の場合は成りすましによる個人番号漏えいのリスクが想定されるため、これまで通り本人に郵便等により送付する取扱いのままで問題ないとする。</p> <p>また、法定代理人と任意代理人で取扱いを分けることで市町村における代理権の審査が煩雑になるとの一言をいただいているが、そもそも市町村の窓口では、個人番号の記載書類に限らず、代理人に住民票の写し等の交付を行う際、法定代理人あとの任意代理人あとのを判断した上で、それぞれの場合に応じた方法で代理権の確認を行っている。したがって、法定代理人の場合と任意代理人の場合で交付の方法を分けることが市町村における代理権の審査を煩雑にするものではないと考える。</p> <p>【甲斐市】</p> <p>本提案は、特に成年後見人について、成年後見人に個人番号記載の住民票を直接交付できるよう制度の改正を求めるものである。市町村が個人番号を記載した書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である」とする一方で、「成年後見人への直接交付ではなく、本人(成年後見人)に郵便等で送付することとしています。しかし、国が用意した成年後見人への郵送等での送付では、本人による紛失等の危険性が増し、再度交付申請が必要となる可能性があるなど、国等の主張に反する結果となり得ることが多いのではないかと懸念しています。また、「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である」との指摘については、登記事項証明書と類似の形見届書や法定代理人(成年後見人)の本人確認資料によることで、代理権は容易に確認できるため、審査の煩雑化にはつながらないと考えます。</p> <p>【飯塚市】</p> <p>法定代理人(親権者、後見人)については、その者自身が請求者本人の住民票をもって、請求手続き(居住を別にする請求等による変更)の手続き、後見人による請求者本人の居住(後見人による請求)を行う権限が与えられているため、請求者本人の住民票取得する必要がある。特に後見人に関しては、被後見人の住所地に送付することにより、住民票の紛失が懸念されるため、法定代理人については、窓口交付によることとされたが、代理権の審査について、住民基本台帳法第15条の2に基づき、請求を前もってする書類を提出又は提出(後見人)に関しては、後見登記等の登記事項証明書の添付及び発給証明による本人確認、親権者に関しては、戸籍での発給申請書及び居住情報による本人確認)を求めるなどし、現在も確認を行っているため、窓口交付にならないことで増進するものではない。</p> <p>【佐賀市】</p> <p>法定代理人や任意代理人に該当する者の審査は、マイナンバー入りの住民票交付に準らず行われるべきであり、提案おりの取扱いが可成り思いです。</p> <p>【江戸川区】</p> <p>法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることとし、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難であるとの見解について、市町村窓口においては、通常の住所異動届出及び各種証明書発行申請時において、任意代理人あとの交付先(本人)の住所を交付先として、代理権の審査について合理的に実施している。そのため、「代理権の審査が煩雑になり、困難である」との理由は適当ではない。</p> <p>また、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」で、市町村に送られた通知カードを交付したあたり、法定代理人への直接交付を認められている(第2-2-(1)イ)とある。個人番号記載の住民票の交付においても、同様に法定代理人への直接交付を認めるべきと考える。</p> <p>【山形市】</p> <p>任意代理人と法定代理人では住民票の写し請求者の証明資料が異なるため、取り扱いを分けることは可能と考える。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【個人番号記載の住民票の取扱い】</p> <p>個人番号(番号利用法第15条)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を整理していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の運用実態(通知カード及びマイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にのみ用いられないことなど、地方公共団体が注意を要するよう留意)していただきたい。</p> <p>【住民基本台帳事務所の住民票の写し等の交付に係る請求者の届出の明確化】</p> <p>○ 総務省において、死亡等のマイナンバーが死亡後の住民票上の存在を必要とする理由を確認した上で、法定代理人による死亡後のマイナンバーの記入を整理していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第18条第5項の特別の請求を行った場合に於けるマイナンバーの記入された住民票の取扱いの写しに係る取扱いを通知し、地方公共団体間の対応が円滑になるよう、検討していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを管理することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に適合しているのかを整理していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保護会社が保護金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを通知できずマイナンバーが記入されて初めて保護金を請求できることを確認していただきたい。</p> <p>【マイナンバー制度における住民票情報の取付方法の適正化】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステム上の世帯別からなる、同一住所地の親権者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請書以外の世帯についてはマイポータルとの情報連携の整理して表示されないよう留意すべきではないか。</p> <p>○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携に於いて世帯情報を収集する際、同一住所の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう留意すべきではないか。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の申請書以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイポータル上の情報連携の整理して表示されないよう留意するための、マイポータルの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。</p>

内閣府 再検討要請

官制 事務	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
31	地方に対する 規制緩和	その他	マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	<p>「地方公共団体における事務情報」の導入ガイドライン(平成25年8月総務省作成)（以下「ガイドライン」という。）において、事務情報の正当性について、法制上整備したうえで、関係法令の改正等必要な措置を講ずること、あるいは、最初に情報連携を行ったが、新たな仕組み・フローを策すること。(システム面の改善を含む。)</p> <p>【ガイドラインに示される事務フロー】 多くの事務手続に使用される住民票簿本に相当する情報は、申請者のマイナンバー(個人番号)をキーとした情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを踏まえ、ガイドラインで、 ①住民ネットワークによって「申請者との同一住所検索」を実施 ②「申請者個人番号を使って、情報提供ネットワークシステムへ「住民票関係情報」を照会 ③住所情報のデータベースで、同一世帯を特定 することができるとされている。</p> <p>この方法は、申請者世帯が「パートや施設等の住所を正確に届け出していない」場合や申請者が「マンションなどに居住しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合」において、申請者と関係のない個人の個人情報を検索し、利用してしまふ可能性が認められ、国会審議がマイナンバーの「匿名」として残るため、申請者がどのような行政手続を行ったか、個人が推測し得る状況がなってしまう可能性がある。</p> <p>【支援事例】 上記については、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続において、住民票の活用を全面で考えていない。 ・申請者と関係のない個人の個人情報を検索し、利用することは、個人情報保護本原則上制約されている。個人情報の過剰利用となる恐れがある。 ・申請者の行政手続の状況を第三者が推測し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。</p>	行政事務の適正化、個人情報保護の観点から、適切な運用が可能となり、申請時に住民票を省略することができる。	住民基本台帳法、社会保険・税番号制度における情報連携	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	千葉県、神奈川県	一	茨城県、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、京山市、愛知県、春日井市、大塚市、伊丹市、鳥取県、福岡県、青森県、大村市	<p>〇具体的な支援事例にあるように、申請者の世帯情報を踏まえて住民ネットワークを利用した場合に全く関係ない人についても情報照会したとすると、当該全く関係ない人から開示請求が湧き、なぜ住民ネットワークを使用して情報照会したのか理由を述べることが求められる必要がある。かたして事務が煩雑になる。</p> <p>〇情報提供ネットワークの「住民基本台帳関係情報」として「世帯主のマイナンバー」を追加し同一世帯主と見做すことなど、情報提供ネットワークで情報提供を完全で各府、伊丹市、鳥取県、福岡県、青森県、大村市</p> <p>〇申請を受けてから調査をかけるまでに多くの手間と時間がかかり、マイナンバー制度の目的である行政事務の効率化、住民の利便向上が図られていないだけでなく、逆に非効率になっている。</p> <p>〇必要に応じて、法制上整備したうえで、関係法令の改正等必要な措置を取ること、また、最初に情報連携を行ったが、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改善を含む。)</p> <p>〇個人情報情報の過剰利用のおそれ、個人情報保護法違反の可能性も留意できる。</p> <p>〇マイナンバー(住所情報)において、対象者のマイナンバー(個人番号)を基に住民基本台帳ネットワークシステムにて同一住所検索を実施することは、同一住所ではあるが別世帯である自治体の特定個人情報までも取り出すこととなり、事務に関係のない住民の特定個人情報を取り扱うこととなるため、特定個人情報の取扱い上、問題があると考ええる。</p> <p>〇マイナンバーを用いて申請する各種手続のうち、世帯構成の確認が必要な手続において、申請者と関係のない個人の個人情報を活用する恐れがある。また、この場合、申請者の行政手続の状況を第三者(個人)が推測し得る状況となる。</p> <p>〇当該においても住民票簿本を必要とする事例において住民票の活用ができていない。</p> <p>総務省が所管事務手続方法においては、最終的に情報が取得できるものの、手続きが複雑で作業量・作業コストも増すばかりであり、行政事務の効率化を阻害している。</p> <p>このことから、情報提供ネットワークシステムで住民票簿本情報が取得できる新たな仕組みが必要と考ええる。</p> <p>〇ガイドラインに示されている事務フローについては、提案団体の指摘する個人情報保護の観点に加え、事務処理効率の観点からも留意する必要がある。</p> <p>住民ネットワークで取り扱う基本情報と情報提供NWSで取り扱う番号コードをそれぞれ一方のシステムで連携させて取り扱うことができれば、「申請者との同一世帯検索」の実現が可能となり、提案団体の懸念する課題が克服されただけでなく、事務手続の更なる簡便化が図られる。</p> <p>現行事務フローの正当性について法制上の整備を行うことはもとより、新たな仕組み・フローの構築について積極的な検討を要した。</p> <p>〇採決した対応と同一でない状況にして情報照会を行った場合、誤って照会した履歴がマイナンバー上に残ることになる。</p> <p>〇住民票簿情報の情報連携は住民ネットワークと併用することで初めて必要な情報を得ることが可能となっており、既に住民票を提出していただく従来の運用よりも事務負担が増している。</p> <p>情報連携の促進を図るためには、当該事例に係る情報連携の仕組みに係る見直しが必要である。</p>	

審議番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
31	<p>【内閣府】</p> <p>まずは住民異関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。</p> <p>【個人情報保護委員会(総務省)】</p> <p>①ガイドラインにおいては、申請時に書かれた世帯の内容を確認する方法として、①「住基本ネット」を活用して同一住所の者を検索し、同一世帯である可能性のある者を抽出し、②その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により同一世帯者を絞り込むことによる方法を示している。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等は必要ないもの。</p> <p>① 住基本ネットを活用し同一住所者を検索することについて</p> <p>マイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機関に対し機密保持本人確認情報の提供を求め、このことが行われることにより、申請者本人と同一住所であるか同一世帯ではないかについて、マイナンバーを地方公共団体情報システム機構に照会を行うことも、情報連携を行う事業の一環として、給付の適正な支給のために行われたものであることを専断し、事業実施に必要な範囲で保管されるべきものである」と定められている。</p> <p>② 住基本ネットを踏まえて同一住所の者を情報照会することについて</p> <p>マイナンバー法第7条第7号においては、情報照会者(別表第二の二第二欄に掲げる事務を処理するために必要な特定個人情報)の提供を求め、ここに該当しており、機密保持本人確認情報に同一世帯者ではないかについて情報照会を行うことにより、同一世帯でない者についても情報照会を行うことは可能である。</p> <p>このほか、基本条例には申請時に書かれた内容が同一住所であるかどうかの確認を行えば足りると考えられるところ、具体的などのようなような手続において、世帯確認に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に対し、確認することを考えている。</p>	<p>ガイドラインに示された手法では、例えばシェアハウスに居住する者が難病の特定医療費の認定申請を行った場合、世帯情報を確認するため、①住基本ネットでの同一住所検索により同一住所者を抽出し、②その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じて同一世帯者を絞り込むことによる方法を示している。</p> <p>そのため、情報提供記録を削除できないまま、マイナンバーでのやり取り情報の確認や情報提供記録の照会請求により、申請者本人だけでなく、同じシェアハウスに居住する世帯者、自身が申請していない難病の特定医療費の認定申請の手続で自身の情報が照会されたことを知ることもできる。</p> <p>その情報から、同じシェアハウス内の誰が難病の特定医療費の認定申請をしたかを推測することは可能であり、こういった機密な情報まで推測しうることは、申請者本人に多大な不利益を及ぼす可能性がある。</p> <p>更に、ガイドラインに示された手法が、マイナンバー制度に係る現行法令の趣旨の範囲で見れば問題ないとしても、以上のとおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様のご指摘があったところである。</p> <p>また、他団体から示された変更案にもあるとおり、ガイドラインに示された手法は上記から③のおよび、他の情報と照会する場合に必要な取り扱いを実施して行われるものがあり、事業の効率化を図ることもできる。</p> <p>そのため、申請者本人に不利益を及ぼさず、かつマイナンバー制度の本質である行政事務の効率化に資する新たな情報の取得方法を検討していただきたい。</p>	<p>【鳥取県】</p> <p>同一世帯でないものに係る本人確認情報はマイナンバーの提供及び情報提供ネットワークシステムによる情報照会については、事務処理に必要な範囲で許容されるものとの見解であるところである。</p> <p>なお、従来の届による住民異の記載情報を得るために、住基本ネット及び情報提供ネットワークによる情報照会の必要性があることは、事業実施を行う上で当然と認識されており、事業の効率化にはなっていないことから、早急に地方公共団体等に内容を確認し、住民異情報を得られる簡便な仕組みを構築して欲しい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に対する国民の不安を払拭できるよう、引き続き、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつわかりやすく説明する等により、信頼を醸成する体制を整備し、確立する。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的検討を求め。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>住民異情報記載の住民異の取扱い】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当)において、マイナンバー入り住民異が通知カードに代替するものとして提供されている世帯の世帯長を整理していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、マイナンバー入り住民異の世帯長を整理し、マイナンバー入り住民異が通知カードに代替するものとして提供し、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体に周知し説明するよう措置していただきたい。</p> <p>【住民基本台帳事務所の住民異の取扱いに係る請求者の規定の明確化】</p> <p>○ 総務省において、死亡者のマイナンバーが機密上の秘密である理由を確認した上で、請求書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第28条第5項の特別の請求を行った場合に於けるマイナンバーが記載された住民異の取扱いに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員への対応が円滑になるようにしていただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当)において、死亡者のマイナンバーを整理することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのかを整理していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当)及び総務省において、保護会社が保護金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを確知できずマイナンバーが「記入」されて保護金請求ができなくなることを確認していただきたい。</p> <p>【マイナンバー制度における住民異情報の取得方法の適正化】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当)及び総務省において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムとの仕組みからなる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナンバーと情報連携の整理として表示されないよう措置すべきではないか。</p> <p>○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスできずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナンバー上の情報連携の整理として表示されないようにするために、マイナンバーの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。</p>		

審議番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
33	<p>子ども子育て支援新制度におけるいわゆる5年後措置については、平成30年5月28日に開催した子ども子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。</p> <p>国会議員は、認定こども園関係、自治体関係等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しいという意見が述べられている。</p> <p>今後、引き続き、両会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。</p>	<p>当提案に対しては、全国の多くの地方自治体から同様の提案が出されていることから、この問題は特例措置の解消及び認定こども園への移行に大きな影響を与えるものと考え、加えて保育業界及び教育業界関係機関、関係者等からも経過措置の延長を求めの声が出されており、保育教諭の資格として特例の延長である。</p> <p>また、内閣府子ども子育て支援会議の資料及び議事録から、経過措置を延長しなければ保育教諭不足から認定こども園の内部の運営を阻害することや特例措置を延長してより効果的だから、多くの委員が経過措置の延長を求めており、もしこのまま経過措置を延長しなければ多大な支障が生ずることは明白である。</p> <p>5年の見直しに係るスケジュールにおいて、秋頃から年明け頃に適宜会議を開催するとあるが、この案件は職員採用計画やこども園の運営に關わる最重要かつ緊急課題であり、早急に方針決定し、延長する旨を公にするべきと考えます。</p> <p>また、どちらか一方の資格保有者が約1割いることその人数自体は増えているという実態からも、当該資格取得に対する支援措置の継続は認定こども園への移行に關し、重要な要素であることから、経過措置の延長に加え資格取得の特例についてもぜひ延長を行っていただきたい。</p>	--	--	--	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がられており、延長を行わなければならない。保育の現場及び行政において多大な支障が生ずることを見込まれ、当然措置すべきではないか。</p> <p>○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>
38	<p>企業主導型保育事業は、事業主拠出金を前提として、企業における従業員の仕事と子育ての両立支援の推進を図る観点から、企業が主体となって事業を実施しているが、事業の円滑な実施のためには、自治体とも連携しつつ取り組まなければならないと考えており、平成30年度の募集においては、地域枠を設定する予定の事業者は、当該地域の保育ニーズを踏まえ入居定員とする観点から、地方公共団体に相談に行くこととしており、これを申請要件としている。</p> <p>従って、条件については既に措置済みであると考えます。</p>	<p>本市が以前から提案していた事前協議について、今後措置されたことについて、感謝を申し上げます。</p> <p>企業主導型保育事業の開設に当たり地域枠を設定する場合には、企業から地方公共団体に事前協議を行うことが申請要件となったが、この「協議」について、国からの指針(ガイドライン)が示されておらず、各自治体での対応に不安がある。そのため、自治体に対する事前協議の内容が異なっている実情があり、また、本市としてもどこまで具体的な申請について助言できるのか、事前協議のルールにより、地域における保育の需要と共有のバランスが整うことが望ましいと考えている。その観点において、国において自治体が助言すべき内容の具体的な指針を示していただければ、自治体の職員が申請書作成における企業主導型保育事業の取組決定の事項に反映されるなど、実効性のある仕組みの創設に向けて、引き続き、検討させていただき、お願いする。</p>	--	<p>【山口県】 平成30年度より地方公共団体に相談に行くこととされたことであるが、制度上、市町には企業主導型の創設に關するガイドラインが示されていないため、供給過剰となる地域が生じる見込みである。「地域枠」の設置の可否に關する形で事前協議ができるようにすべきである。</p>	<p>【全国知事会】 府県庁舎からの回答が既に措置済みとなっているが、要件を明らかにして十分な周知を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 周知を徹底すること。</p>		

審議番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
65	<p>関係補助事業等6行3場合に年度内に関係補助金等の交付を完了しなければならないことについては、「実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の見積について」(昭和30年11月1日財務局長事務連絡)により、「関係補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したと見なされ」と明確に示されている。これは、国の補助金等全体に対する統一のルールであるため、地方創生推進交付金について当該ルールに抵触する解釈変更は困難。</p>	<p>内閣府からの回答では、昭和30年11月1日財務局長事務連絡に、関係補助事業において、関係補助金等の交付は「年度内に完了しなければならない」と明確に示されていること、また、これが「国の補助金等全体に対する統一のルール」とされていることを根拠に制度変更が困難としている。</p> <p>しかしながら、関係局長事務連絡においては交付完了の期限は記載されておらず、「年度内に関係補助金等の交付を完了しなければならない」と明確に示されてもとは異なる。</p> <p>また、例えば、農林水産省では、関係局長事務連絡を踏まえ、平成24年12月27日事務連絡において交付完了の実績報告書の提出期限である6月10日以前に完了する必要があるとされている(同:4月7日)。年度内に関係補助金等の交付を完了しなければならないこと(国の補助金等全体に対する統一のルール)とまでは言えず、制度変更が困難とされる理由と矛盾する。</p> <p>なお、内閣府からは、「年度内」での交付完了について、明文的な指摘等は現時点まで行われていない。</p> <p>このため、地方で取り壊し関係補助事業の執行期間を年度末まで確保し、効果的な地方創生の推進を図るため、「年度内」とされている関係補助金の交付完了の見直しを求めるものである。</p>	-	<p>【八幡市】 地方創生に資する事業の実態にあたっては、事業の継続性がその効果に影響を及ぼすものも多く、また、NPO法人をはじめ、小規模な団体が主体的に事業を実施していることも多いことから、事業継続後の変化においても、柔軟性を確保するための措置を講ずる機会がある。より地方創生に係る効果を高めるためには、事業の空白期間を生じさせることなく取り組むことが重要であることから、昭和30年11月1日に示された本ルールについて、その事業の性質や目的など、時代に応じた柔軟な解釈を検討していただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 地方創生推進交付金については、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方創生の更なる深化や取組みの全国展開に向け、地方の実情を踏まえた、より弾力で柔軟な対応を図るべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の実態に向けて、積極的な検討を求め。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	

番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
68	<p>○災害対策基本法第66条の8の規定は、市町村長が災害発生時に区域内の被災住民の居住を確保できない場合など、行政区域を超えて被災住民を避難させる必要がある場合における地方公共団体の協議について規定したものであるが、これは被災住民の滞在先である避難所の確保が目的であるところ、</p> <p>○避難所は災害が発生したときから発生から直前の間、被災者の生活の場となる施設であり、一定の住環境を確保しておくべきものであることから、広域一時滞在が必要な場合には、地域の実情や被災者の人数等を踏まえ、住環境の確保を図る観点から協議が必要とされているところ、</p> <p>○一方、避難場所は、災害発生時に迫りる津波や洪水等から迅速に避難するための立退き先(避難ビルの屋上や広場が指定されている場合もある。)であり、緊急性を要するため、これを法定の協議対象とすることは、時間的コスト等の増大ともなわらず、実施上の支障となるおそれがあることから法定せず考える。</p>	<p>○災害対策基本法に規定される広域一時滞在は、東日本震災以後被災避難の経験に時間を要したことを踏まえ、地域を跨ぎ連携して行なうために新設されたものであり、本提案はこの趣旨を緊急性な避難にも拡大するもの、</p> <p>○このWVでは、広域的な避難場所の指定について、多大な労力と時間が必要であることや片務的な協力が依頼となるため課題が速まないという課題があると指摘する。</p> <p>○なお、WVでは、域外の避難場所への避難を想定し広域避難の実態を報告しているが、現行の広域一時滞在における避難場所に関する協議は法定化されておらず、本提案はこの報告にある広域避難の緊急性を業めるものとする。</p> <p>○例えば、平成27年の関東・東北豪雨において、鬼怒川の決壊に際し、市内での避難を優先するあまり、決壊した川に向かうという避難指示を発令した自治体もあるが、域外の避難場所への避難について、法定協議を行って対応がなければ、現実に向けた避難指示が不可能となる。</p> <p>○時間的コストの増大に関する懸念については、荒川下流タイムラウンの例を参考に、域外避難を指定する自治体が、受入先自治体と避難所について予めコンセンサス化するなどにより、時間的コストを軽減することが可能である。これは法定規定の可否の問題ではなく運用上の問題であり、広域避難における避難場所の協議が法定化されることで、円滑な緊急避難に資すると考える。</p> <p>○以上の理由から、より柔軟かつ効果的な避難対策の実現のため、広域一時滞在における避難場所に関する協議を法定化すべき。</p>			<p>【熊本県】 近隣市町村と行政区域を超えた避難場所確保のための広域的な協議を事前に行ううえでは、避難場所同様の確保となるべき法的整備が必要であると考える。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管者からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	
101	<p>【内容附】 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務の権限移譲に関する提案事項であるため、まずは厚生労働省において検討を行うべきと考ええる。 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として一律に法令上に規定することについては、これにより影響を受ける市町村の意見を動かしながら、検討してまいりたい。</p>	<p>自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る所得確認の事務については、市町村を経由する理由があることから、権限の一部が市町村へ移譲することにより効率的に事務を推進する上ででき、住民サービスの向上につながると考えられるため、早急な対応をお願いしたい。</p>		<p>【静岡県】 暫定的に検討した取り急ぎを速やかに行うため、申請者の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として法令上に指定していただくよう、引き続き要する。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体は、自立支援医療(精神通院医療)の支給認定事務のうち、申請者の所得区分の確認事務の移譲の前提としてメンバーの選定を求めているが、メンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に確認した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ領域を狭げることなく検討を求めたいこと。 また、検討にあたっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		
111	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の協力的な提供の推進に関する法律第三条六項における都道府県と市町村との協議は、当該市町村以外が設置する認定こども園を想定したものであり、当該市町村立の認定こども園については、協議は不要である。</p>	<p>市町村立の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定手続等については、都道府県知事から市町村長への協議が不要であることは、例えば、自治体別移行AGの市町村立以外の認定こども園を想定した規定であることを記載するなど、法の趣旨を明示していただきたい。</p>			<p>【全国知事会】 所管者等現行制度上協議が不要との見解を示しているが、その法令上の根拠を明らかにするとともに、各地方自治体に対して十分周知することが必要である。 【全国市長会】 所管者からの回答が「協議は不要である」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。</p>			

内閣府 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
113	A	権限移譲	医療・福祉	高過改善等加算の認定権限の移譲	高過改善等加算Ⅰ及び高過改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村(以下、「一般市町村」とする)が管轄する施設・事業所については各都道府県及び中核市の専管に委ねられている。しかし、年度終了後に行う高過改善等加算Ⅰ及び高過改善等加算Ⅱに係る現金改善実績報告書の提出先は指定都市及び中核市であるが、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受ける主体とが異なり、事業の一元管理ができていない状況である。また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があったものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へ通知することとなり、都道府県とのやり取りもあって、認定されるまでの過程が複雑なことになる。更に、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができなかったが、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、施設として精算までの期間が長期化し(市町村の提出から審査及び精算まで認定まで約3ヶ月程度)している。各施設の運営事業者からは、審査過程で帳の裏返しが生じる場合もあり、輸入が確定せず、運営が不安定となりうることから、市町村への申請の提出から認定までより早期に行ってほしいとの声もある。	指定都市及び中核市以外の市町村が管轄する施設・事業所における高過改善等加算Ⅰ及び高過改善等加算Ⅱの認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化が図られる。	施設型給付費等に係る高過改善等加算について(平成29年4月の自治体基本法25号、29文科初第215号、憲光発042第3号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大塚府、滋賀県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県	青森県、岐阜県、川崎市、新潟県、山梨県、石川県、富山県、愛媛県	<p>○施設等から提出された加算申請書を市町村がとりまとめ県に提出し、その後、県が市町村に対して認定を行っている。このため、手続きが長期化するとともに、県及び市町村の業務が繁雑となっている。</p> <p>○本市においては一元管理となっているが、市町村においても簡素化され一元管理となることについて賛成します。</p> <p>○本市においては、申請書を取次ぐ市町村分の認定作業に膨大な時間を要し、認定が長期化し、例年、年度末迄の認定となっている。</p> <p>○認定作業に要する時間を短縮し、各施設への精算を早めるためにも、認定作業を市町村へ徹底移譲するのが望ましい。</p> <p>○由縁でも未加算の認定作業については書類の確認に時間を要することなどの理由で、他府県と同様に精算までの期間が長期化している。また、事務処理を円滑にするため、認定にあたっては県内すべての市町村の書類を確認してから認定を行うっており、県へ認定書類の提出が遅れることにより、認定が遅れる事例が発生している。そのため、市町村が認定を行った上で早期に事業者が精算を行うことが望む。</p>	

審議 番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
113	<p>施設改善等加算の認定については、職員給与に連結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることなどから、当該施設及び域内の給付・事業を重層的に支える役割を担い、事務処理体制の整った都道府県において一括して加算認定等の事務処理を行うこととした。</p> <p>そのうち、指定都市・中核市については、従前の民間施設給与等改善費における仕組みを考慮し、平成28年度の地方からの提案を踏まえ、子ども・子育て支援で「施設型給付費」に係る施設改善等加算について「平成27年度2月21日府県民生第49号、政文科第160号、児発第001第19号」を改正し、認定標準を移転したところである。</p> <p>指定都市・中核市以外の各市町村への移転については、制度開始時の考え方に加え、平成28年度から施設改善等加算Ⅱという新たな仕組みを創設したところ。自治体の職員へ一時的な給与・給与改善状況や研修受講履歴など、従来よりも多数の情報を適切に提供する必要が生じていること等を考慮し、引継ぎを都道府県において認定を行うことが望ましいと考えた。</p> <p>なお、施設改善等加算Ⅰ及び施設改善等加算Ⅱに係る各種様式について、今年度より記入・計算を簡素化しており、引き続き自治体の事務負担の軽減に取り組んでいく。</p>					<p>【全国市長会】 種別移転される市町村に新たな事務負担が発生する可能性があることから、手厚け方式とすることを旨とした検討を求める。</p>	

審議番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
114	<p>保育士の技能・経験に応じた派遣業務に係るキャリアアップ研修については、現時点においても、「通信制やラーニング、デジタル学習」等による受講が認められており、本提案は対応済みである。</p>	<p>保育士等キャリアアップ研修については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発)により、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)(が地方自治体(関係2年法務部)等)等々各府県1種に規定する技術的助言として発出されていること。</p> <p>研修の終了評価については「ガイドライン」の4.研修終了の評価において、「研修終了の評価については、研修終了者の資力の増進を図る観点から、適宜に行われる必要があり、15時間以上の研修(別添1の「からい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限る。)を全て受講していることを確認する」とされていること。</p> <p>「通信制やラーニング、デジタル学習」等(以下「通信制等」という。))による受講においては、この研修の実施確認等が前提となること。現時点において「通信制等」による受講が認められているものであれば、厚生労働省より速やかに、その旨を明確に示すとともに、「通信制等」における受講確認等について、ガイドライン等による技術的助言を発出されたい。</p>	--	--			<p>【全国知事会】 所管府県からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 所管者からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。</p>	

審議番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
119	<p>【内閣府】 地方自治体整備推進交付金による汚水処理施設の整備は、予算を内閣府から各県に移し替え、各県から地方公共団体に交付し実施されるものであり、財産処分承認手続等については、内閣府の規定ではなく、各県の規定に基づき、各県が行っていること。</p> <p>なお、地域再生法第18条では、補助金等交付財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い、事業の進捗が遅れている補助金等交付財産の転用を等効的と認めるとともに、手続を簡素化すること、固定地域再生計画に基づく補助金等交付財産の転用を行う場合には、地域再生計画の認定を受けたことをもって補助金等適正化法第22条の各県各庁の長の承認を受けたものとみなすこととしており、その際、補助金額当額の国庫納付を原則として求めることとしていること。</p> <p>【農林水産省】 「補助金等」により取組む、又は効用の増加した財産処分等の承認基準について(平成20年5月23日付付20経策385号農林水産省大臣官房総務課長通知)第15条第8項において、「地域再生法(平成17年法律第24号)第18条の規定により農林水産省の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。」としており、この場合、10年未満経過の施設であっても補助金の返還が不可能となっている。</p> <p>【国土交通省】 「国庫納付」は、汚水処理施設やコミュニティプラントを廃止する際に補助金の返還が発生し支障を来すというもので、問題になっているのは財産処分にあたっての基準であり、該当施設の使用形態に応じて「構造法令等」に準拠されている。農林水産省や環境省から発出された通知に基づき財産処分を行う際にどのような条件を付すかということなので、国土交通省としては回答はできない。</p> <p>【環境省】 「国庫納付」の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について(平成20年5月15日付け理企発第080515006号)の別添第3において、経過年数が10年未満の施設であっても、「市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該施設において存在しているものの制約の下に財産処分ができて、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」については国庫納付に関する条件を付さず承認することとしているため、これに該当すれば国庫納付をせずに財産処分することが可能と考えます。</p>	<p>「農林水産省」(「地域再生法第18条の規定により農林水産省の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。」)としており、この場合、10年未満経過の施設であっても補助金の返還が不可能となっていることとありますが、地域再生計画に認定された地方公共団体の整備交付金を活用し、国庫納付された事業費を繰り出す場合は、新たに建設等に係る地域再生計画を作成し認定を受けなくても、農水省財産処分承認基準(5条第3項)に該当するか判断していただく。</p> <p>また、「環境省」(経過年数が10年未満の施設であっても、「市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該施設において存在しているものの制約の下に財産処分ができて、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」)については国庫納付に関する条件を付さず承認することとしているため、これに該当すれば国庫納付をせずに財産処分することが可能とありますが、環境大臣等が適当と個別に認めるものに、半壁のような人口減少社会を見据えた効率化を前提とした汚水処理施設の撤廃が含まれるか明確化していただきたい。</p>	--	--	--	<p>【全国知事会】 所管府省から現行制度により対応可能という趣旨の回答があったが、提案団体が求めている事例につき、財産処分が認められることについて明確化し、地方公共団体に周知を図るべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 なお、所管府省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事業関係については提案団体との間で十分確認を行ってほしい。</p> <p>【全国知事会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	

内閣府 再検討要請

官制 事務	課室区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
147	地方に対する 規制緩和	高齢・福祉	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等)の施設監査(一般監査)の経費、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設)への一般監査(実地)の期間について、社会福祉法人への法人監査を併用し実施できることとするため、前9年に1回に算定するよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実施にる施設監査を行う。	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設)への一般監査(実地)の期間については、前年度において毎年1回が実施に行うこととされている。(前年度における一般監査の実施、適正な運営が確保されていると認められる場合は、運営による実施が可能)また、児童福祉施設への一般監査の期間については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上定められている。施設監査(一般監査)と法人監査についてはともに1回に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、併用し実施することにより、併目に行うことが困難になっている。併目により1回に算定することにより、併目に行うことが困難になっている。施設監査(一般監査)と法人監査では、必要事項のうち、会計書類の提出が重複しており、施設監査(一般監査)と法人監査では法人の対応者は同一人物であることが多く、このほか、併目を実施することが効率的である。特別支援老人ホームや幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。	施設監査(一般監査)の期間についても法人監査と同様に併目3年に1回とすることで施設監査(一般監査)と法人監査を併目1回に実施することが可能となり、監査事務の効率化が図られ、運営上問題のある施設に対する監査を効率化することができる。	社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者施設及び児童福祉施設法第46条及び第49条、認定こども園法第18条、生活保護法第44条、生活保護法施行令第50条、社会福祉法人指定制実地監査実施要領の制定について、「老人福祉施設(老人福祉施設)」「障害者支援施設(老人福祉施設)」「生活保護法による保護施設(老人福祉施設)について」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	奈良県	-	宮城県、新潟市、金沢市、京都市、大阪市、兵庫県、広島市、徳島県、福岡県、熊本県	<p>○本市においては、社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設)の適正な運営が確保されていると認められる老人福祉施設、障害者支援施設及び法人監査について各2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、法人監査と併用し実施することにより、併目に行うことが困難な事例がいくつかある。併目により1回に実施することが困難な事例がいくつかある。併目により1回に実施することが困難な事例がいくつかある。併目により1回に実施することが困難な事例がいくつかある。</p> <p>○本市においても、監査対象施設数が増加していることから、効率的に監査を実施する必要がある。</p> <p>○本市の監査においては、現行のとおり実施しております。貴団体のご提案から、本市に於いても併用が有効な点となり、評価が得ていくと考えております。老人福祉施設、障がい者支援施設等、生活保護法による保護施設への施設監査の期間と児童福祉施設への監査期間を合わせ、これに法人監査を併用させることにより、双方の事務負担を軽減するほか、より効果的に監査が行われます。</p> <p>○監査対象施設数の増加については本市においても、監査実施における課題となっており、運営状況が施設数増加についてはその期間が伸びる点も、併用等を行う必要がある施設へ注力できることも見られることから対応したいと考えています。</p> <p>○本県において、指導監査の重点化を図るが、法人監査に併用し大きな問題が認められない法人に対する監査の期間を併目3年に延長することとしている。</p> <p>施設監査と法人監査の期間が異なるため、両監査を併目1回に効果的・効率的に実施することができず、また、監査の負担が法人にとって負担軽減にならない状況となっている。</p> <p>○社会福祉法人及び社会福祉施設の運営の指導監査を併用する本市としては、効率化の観点から両方に監査することは当然と考え、すでに平成20年度から、施設監査の期間を法人監査と併用し、併目3年に1回監査を実施している。</p> <p>なお、児童福祉施設については、児童福祉施設等の監査は従来より併目1回実施しているが、数が多い保育所の監査は実地監査を3年に1回行い、実地監査を行わない年は書類監査を行うこととしている。</p> <p>○提案に賛同する。</p> <p>本県では、老人福祉施設、障害者支援施設(自治事務)については、指導監査の重点化・効率化の観点から、法人及び施設の監査を併目1回に実施し、併目1回に法人指導監査の期間に合わせて、原則、3年に1回へ変更したところ(保護施設(法定受託事務)については、変更の対応は要しない)。</p> <p>その一方で、児童福祉施設(自治事務)については、原則併目1回の一般監査を行っており、平成27年度(児童福祉施設)の施設に限り、指導監査が増加するが、併目のある施設や新規入居施設に重点化するなど、メリハリのある施設監査を行うことが必要となつていく状況。</p> <p>○法人監査と施設監査の期間が違ふことにより、法人本部が置かれていた施設と、当該施設の施設監査の監査年が異なることがあり、施設の負担が増えている。</p> <p>また、本県において、幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数が増加している。</p> <p>○社会福祉法人への法人監査と、障害者支援施設の一一般監査と、併用が望めることで事務所によっては、毎年併目かかの監査が実施される。事業の負担軽減の観点から、問題のある施設以外は併目3年に1度の実施に見直すことが望ましい。</p>	

審議番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
147	<p>○ 老人福祉施設の見守りは、適切な入居者選定や入居者の生活環境等の確保等を目的として、原則1年に1回の監査が求められているものである。法人監査と施設監査の周期を揃えた場合、監査頻度の低下によって上記目的が達成されないことが危惧されるため、施設監査の周期見直しは不適切であると考える。</p> <p>○ 障害者支援施設に対する指導監査は、適切な障害者(利用者)の支援(個別支援計画、食事、入浴、排泄、衛生、自立援助、防犯対策等)が確保されていることを確認するため、原則毎年1回の実地監査が求められているものであり、監査の効率的実施との観点から一時的に施設監査の頻度を減らすことは、利用者選定等の低下を招きかねないことから不適切であると考える。</p> <p>○ 保育園等における保育は、主としてわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置(定率)を測定しているほかについて実地監査を行う見込みとしている。</p> <p>また、児童養護施設等の社会的養護の施設では、施設入所する子どもの養育の利益を図るため、養育環境や被虐待児童等事件対応、子どもの自立支援、職員の実践力などの機能が確保されていることを確認する必要があらから、1年に1回の監査を行っている。</p> <p>このように、児童福祉施設については、一層の質の確保が求められているが、法人監査と同時に実施することが効率的との理由により、頻度を減らすことはそれに逆行するため不適切であり、実施は困難。</p> <p>○ 看護施設の指導監査は、原則年1回実地監査を行うこととし、前年度の実地監査の結果、適正な指導改善が概ね確保されていると認められる施設は例外に年1回以上実施しないこととしていることである。看護施設の監査は、入居者の自立や自立に向けた適切な支援が実施できる体制が整っていることを確認することを目的としており、その監査内容については、入居者の適切な看護・生活指導等の確保、入居者の自立支援に向け実施される施設状況や職員の体制、対応策など、入居者の日常生活や生命の安全に直接関わる重要な確認項目が多く、監査内容の性格上、基本的には毎年の確認が必要であると求められるものであることから、法人監査業務との効率化といったのみを以て、監査の周期を緩和することは適切ではない。</p> <p>○ 幼保連携型認定こども園の監査については、小学校教育等の子どもに対する教育・保育の提供等の進捗かつ円滑な実施を確保するため、学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の遵守状況を実施検査等で確認し、必要な指導改善を講ずることとしている。</p> <p>実施頻度については、認可保育である都道府県等による定期的かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年1回以上、実地監査を行うことの頻率に準ずることとしている。</p> <p>そのため、法人監査の業務との効率化といったのみを以て、監査周期の考え方を変更することは適切でないと考えている。</p>	--	--	<p>○ 本件提案の趣旨は、施設監査について法人監査同時に、前回の監査結果を踏まえ、運営上問題がないと認められる施設の監査周期を延長しつつ、問題があると認められる施設に対しては継続的に監査を実施することで監査の重点化を図るものである。</p> <p>○ 監査業務の効率化を目的とする監査周期の見直しは不適切であるとの指摘について、幼保連携型認定こども園、特別養護老人ホーム等の監査対象施設数の増加や保育園の利用定数増加に伴う1回あたりの監査に係る事務量の増加により現行の施設監査周期で全ての社会福祉施設に対して十分な施設監査を実施することは現実的に困難であり、現行の施設監査周期は現場の実態に即していません。また、社会福祉施設においても人員配置(定率)は、児童福祉施設の負担を軽減する必要があります。</p> <p>○ 本件提案の実現により利用者施設に係る「質」の低下を招くのご指摘について、本件提案は問題があると認められる施設に対する監査の機会や時間を十分に確保することを可能とするものであり、ご指摘はあたらないものと考えます。</p> <p>○ 老人福祉施設及び障害者支援施設等に対する指導監査は自庁事務であり、指導監査指針も、技術的助言であるため、前回の実地監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、地域の実情に応じて、2年連続で書面監査として差し支えないものと考えます。</p> <p>○ 「児童福祉行政指導監査の実施について」において、「長期的児童福祉施設に対する指導監査を行う施設は、法人監査も併せて行うのが効果的」となっている一方で、現行では法人監査と施設監査を同日に実施することが困難であり、監査周期を見直すべきと考えます。</p>	--	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	

内閣府 再検討要請

官制 事務	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
187	地方に対する 規制緩和	その他	地方創生推進交付金 に関する関係補助金 の交付完了日の見直し 。	地方創生推進交付金について、 関係補助金の交付完了日 の見直しを求めている。 関係補助金の交付完了 日の見直しを求めている。 関係補助金の交付完了日 の見直しを求めている。	関係補助金については、年度内に精算額の確定だけでなく、支払いを完了する 必要があるため、年度末まで実質的な事業期間(関係補助事業を行う期間) を確保できず、事実上、国が創設した補助金(交付金)事業の効果を損なう事 が生じている。 先行によって関係補助金の交付完了日の取扱いが異なる例がある。 具体的には、農水省の補助金では、精算日の場合、実績報告書の提出期間の 4月10日までに関係補助事業の支出を完了すればよいとされている(平成24年 12月27日付農水省大臣官房総務課長計指第2回事務連絡)「関係補助事業 費の交付手続について(伊等)」。 一方、地方創生推進交付金においては、精算日では、上記の農水省の取扱い (4月10日までに関係補助金の交付完了)とは異なり、年度末までに交付を完了 しなければならないとされている。	関係補助金において関係補助金の交付完了日を発生することにより、事業完了 を前倒しすることなく、年度末まで事業を行うことが可能となり、交付金事業を より効果的に実施することができるようになる。	地方創生推進交付金 交付手続	内閣府	岐阜県	-	北海道、徳田 市、宮城県、種 島市、群馬県、 川崎市、群馬県、 山形市、長野市、 大垣市、山形 市、浜松市、名 古屋市、豊川 市、小牧市、京 都府、宮城県、 鳥取県、鳥取 県、奈良市、安 芸県、大分県、 市、飯後市、松 本市、大分県、 沖縄県	○地方創生推進交付金を活用して実施している関係補助金において、年度末までに 補助金支出を完了させるためには、事業者が早期に事業を完了、報告を求める必要が ある。 事業者の事業実施期間を十分に確保するとともに、国庫補助のない通常の補助金との 要領上の整理が必要であり、前者の取扱いが異なることに対して事業者の理解が得づら いため、関係補助金の交付完了日の取扱いの見直しを求めている。 ○本市においても地方創生推進交付金を活用した関係補助事業の実施を計画してい る。しかし、人件費や燃料費等、実績に応じて支払い経費の交付を予定しているため に完了させることは、実際上困難であり、切迫した補助金の事業の実施がでない。 ○地方創生推進交付金については、県以外の事業主体に対して補助金として事業費を 交付する関係補助の実施が認められ、この事業費には人件費や光熱費といった事業期 間末日まで金額が確定しない箇所も含まれる。 しかしながら、会計手続には一定の拘束を受けることから、年度内に精算額の確定及び 支払いを完了しなければならないとの運用ルールにより、事業上年度末の経費に充て ることができず、交付金の効果と関係が弱まっている。 ○施設運営の場合、3月分の経費(例えば光熱水費)は年度末まで発生するが、年度末 までに補助金交付を完了させようとする、民間等事業者の事業期間を9月1日まで確保 することができない。 ○地方創生推進交付金を活用した一部の事業においては事業期間が複数回にわたる 場合がある。年度末まで交付の事業完了は年度末となるが、従来のルールでは事業 完了の前倒しが必要となる。 関係交付金の交付完了日の見直しにより、切れ目なく連年での事業を実施することが可 能となり、交付金事業をより効果的に実施することができるようになる。

審議事項	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
187	<p>間接補助事業等も行つ場合に年度内に間接補助金等の交付を完了しなければならないことについては、「実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の見積について」(昭和30年11月1日財務局長事務連絡)により、「間接補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したとはいえない」と明確に示されている。これは、国の補助金等全体に対する統一のルールであるため、地方創生推進交付金について当該ルールに抵触する制度変更は困難。</p>	<p>昭和30年事務連絡は、「年度内に間接補助金等の交付を完了しなければならない」とは示しておらず、「間接補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したとはいえない」とは示している。したがって、例えば、年度末までに支払い義務額を確定のうえ、翌年度5月末までにの出納整理期間中に支払いを完了し、年度報告書を出し出すことと昭和30年事務連絡に抵触しない。しかたに、直の出納整理(4月)の前後で、交付家綱において交付金の実績報告書の提出期限が4月10日とされているため、上記のような措置を行うことができず、そのかわりとして、間接補助事業の事業期間が年度末まで確保できない事態が生じ、交付金の効果を損なっている。</p> <p>したがって、「間接補助事業等においても、支払い義務額の確定をもって間接補助金等の交付を完了したものとみなす」との制度変更をご検討いただきたい。</p> <p>これが出来ない場合は、 ・例えば、全額経算私を受けつたうえで、出納整理期間(5月)中に交付を完了し、6月10日までに実績報告書を出出し、必要に応じて送達手続を行うことを可能とするなど、直の出納整理と支障がなく、昭和30年連絡に抵触しない方法で交付家綱の趣旨をご検討いただきたい。</p>	--	--	--	<p>【全国知事会】 地方創生推進交付金については、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方創生の更なる深化や取組みの全国展開に向け、地方の実情を踏まえた、より弾力的で柔軟な運用を図らなくてはならない。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の実情に向けて、積極的な検討を求め。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	

審議事項	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
191	<p>【内閣府】</p> <p>まずは、独自利用事務を所管する個人情報保護委員会及び地方税関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えたい。</p> <p>【個人情報保護委員会、総務省】</p> <p>○地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密な事項を、通常の地方公務員等の守秘義務が及ぶ範囲を超えて、開示対象者の同意がある場合を除き、地方税法上の守秘義務が解除される。規程はこのことについて制定していることである。</p> <p>しかし、マイナンバー制度の導入目的である行政事務の効率化及び行政サービスの向上の観点から、同意不要である法定事務と同時に事務手続を行っている独自利用事務(例えば「児童手当(法定事務)」「勤労者事務(独自利用事務)」)については、同意不要とすれば、手続の簡素化による負担の軽減(行政手続における負担の軽減)を期待するなどの事務の非開示に関する法律(以下「番号法」という。)第1条)はつながらない。具体的には、児童手当で勤労者の同意が不要となれば事務手続を速くすることができ、勤労者については本人同意が必要な事務手続を減らすことができ、窓口から一度持ち帰り、配偶者本人に同意書を目撃してもらってから、郵送又は再窓口に出発することになる。また、独自利用事務は、法定事務と趣旨又は目的が同一で、かつその事務内容が法定事務と類似性のあるもの限り情報連携を行うことができる。このことを踏まると、法定事務が同意不要である場合、法定事務と同時に事務手続を行っている独自利用事務について、規制の改正を行うことも、本人同意を不要とするにはできない。</p> <p>また、規制改正で対応できないというのであれば、番号法に規定し、制度改正で対応することはできないか。</p>			<p>【大牟田市】</p> <p>○本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを地方公共団体に示しているとの回答がなされているが、例えば新規申請書に同意欄を付したとしても、「子ども医療」の機会など父兄が、「ひとり親家庭等制度」(児童養育費制度)の場合には「申請者(受給者)及び同意受給者」の同意が必要となるため、一度の来庁で手続が完了しないこととなる。また、世帯情報は世帯の個人等であり、同意するものなので、新規申請時には同意していた者が同意が年次更新時に必要となる場合も多いため、○番号制度の普及のためにも、番号制度の目的である行政運営の効率化及び国民の手続の簡素化による負担の軽減を目指し、本人同意を必要としない申請書の提出を可能にする取り組みをぜひ行っていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>慎重に検討されたい。</p>	
192	<p>【内閣府】</p> <p>○マイナンバーにおける「お知らせ機能」については、子育てに関する手続に限らず、行政手続における特定の個人の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号、以下「番号利用法」という。)及び条例に基づき個人番号利用事務で利用可能であり、届出情報の利用手続の完了後に「お知らせ機能」により通知することが可能となっている。また、番号利用法第9条第1項の事例(1)から(4)の事例(4)を除く独自利用事務(1)から(4)の事例(4)を除く独自利用事務)に該当するものであれば、個人番号利用事務としてマイナンバーにおける「お知らせ機能」を利用することができる。</p> <p>○なお、マイナンバーは、民間送達事業者のサービス(日本郵便のMyPost)と連携しており、各地方公共団体において当該民間送達事業者と連携し、利用の際に登録していた場合は、MyPostで受信した個人番号利用事務以外の事例に関するお知らせについて、マイナンバー上の「お知らせ機能」と同時に確認することが可能となっている。</p> <p>【総務省】</p> <p>マイナンバーの運用に関するものであり、当省の所管事務に係る提案ではないため、本件について特段の意見を述べない立場にない。</p>	<p>平成28年12月21日府令第906号子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務についてにおいて、「申請者が、マイナンバーの付与の可否を照会している場合は、マイナンバーの「お知らせ機能」により、以下の通知が可能となる(別添参考2)と記載があり、具体的な内容が記されている。</p> <p>内閣府の回答から判断すると、府令第906号の通知は、マイナンバーの告知と通知が可能な事務手続を限定したものでなく、あくまでも事例であり、記載されていない番号利用法及び条例に基づく個人番号利用事務においてもマイナンバーの告知と通知が可能な事例であると考えられている。また、その場合、個人番号利用事務であれば、マイナンバーにおける「お知らせ機能」を利用することが可能であることについて、各地方公共団体に通知することにより、明確にしていた。</p> <p>MyPostについても、市民にとっての利便性を考慮し、マイナンバー(番号をきむ)を利用しない新たな仕組みでマイナンバーの通知のみ対応できるようにしていた。</p>			<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「実行規定により対応可能となっているが、文書により十分な周知を行うこと。」</p>		

審議番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
194	子ども子育て支援制度における「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。 協議は、認定こども園関係、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。 今後、引き続き、所会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。	経過措置完了後には、幼保連携型認定こども園の職員配置などの課題にも関わることとなり認定こども園への移行への支援となるところから、早期に具体的な方針をお示しされるよう関係府県においても実現に向けて積極的に関与していきたい。	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。	○今後、引き続き、子ども子育て会議において議論を行い、その方向性を定めるという1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を要する旨が上げられており、延長を待たなければ教育・保育業界の現場にだけ行われても多大な支障が発生するところを踏まえれば、当然措置すべきではないか。 ○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。
198	○災害復旧資金の貸付けについては、「災害申請金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第62号)に基づく貸付制度であり、市町村が実施主体として貸付けを行っていることである。 ○災害復旧資金はその償還を担保するため、「災害申請金の支給等に関する法律施行令」(昭和48年政令第374号)第8条第1項の規定により、保証人を立てなければならないこととしている。 ○ご提案いただいた、保証人に代えて保証会社による保証を義務づけるよう制度化することについては、①過去の貸付実績から見て保証会社による保証が成立しないの懸念があること、②保証会社に保証を委託する場合は保証料が発生することから、保証人を立て方が被災者にとって望ましい場合があること、③被災者の状況や地域の実情に応じて債権管理が行われるべきであること、といった理由から、適切ではないと考えている。	前掲として、今回の提案は「保証人、あるいは保証会社によるどちらかの保証」を立立てられるように、被災者の選択権を確保することを目指すものである。 災害時の混乱の中、被災者が親類等の保証人を立てられない場合も考えられるため、その対応策として、保証人にも被災者の選択権の拡大を図ること、被災者の状況や地域の実情に即した災害対応が可能になることを考える。 災害復旧資金と同様、住所者向けの資金貸付制度として貸付制度がある。貸付制度等の被災者の場合、借入(学生)は親類等の保証人を立てなければならぬが、それが困難な借入(学生)には、公益財団法人日本国際教育支援協会を利用することで借受けが可能になる仕組みも用意されている。 貸付制度等の影響を踏まえた場合、例えば、被災者生活再建支援事業を行う公益財団法人人道支援センターが機関保証を行い、親類等の保証人を立てられない被災者にも、機関保証を利用することで災害復旧資金の借受けが可能になる仕組みを構築することも可能であると考えている。 しかしながら、災害復旧資金で機関保証の仕組みを早期に実現できない場合も十分考えられることから、少なくとも、 ①地方公共団体が地域の金融機関と協定を締結するなどにより、地域の金融機関が災害復旧資金を借り受け提供する被災者に提供するための保証会社の保証を拒否することが可能であること、 ②親類等の保証人を立てられない借入者が地域の金融機関が提供する保証会社の保証を活用した場合には、現行の政令に規定する保証人を立てたことに該当するとして、市町村が被災者に災害復旧資金を貸し付けることが可能になること、を明確にしていきたい。	有	【京崎市】 提案団体の意見を十分に尊重された。 貸付金を必要とする被災者が、保証人の構立できない為に諦めることのないよう、保証会社による保証サービスと連帯保証人制度も含めた選択の幅の一つとして考える。	--	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重された。また、返済能力に応じた貸付けについても検討された。	【八戸市】 ○親類等の保証人を立てられない被災者が、保証会社等から新案の保証を受けた場合、現行の災害申請金の支給等に関する法律施行令第8条第1項に規定する「保証人」を立てたことに該当し、災害復旧資金の借受けが可能となることはできない。 ○保証会社による保証が成り立たない可能性がある。例えば、貸付制度等の事例で公益財団法人日本国際教育支援協会が保証料対率の7%未満の保証を提供していることを踏まえ、保証会社の保証を利用できる条件を満たす被災者の保証人の選択権を拡大できないか。 ○市町村が政令で定める上限額に達しない場合でも、被災者が無理な返済可能な貸付を行うことができるように、条例により借入者の返済能力に応じた貸付けとすることが可能であることを明確化すべきではないか。 【熊本市】 ○市町村が条例により地域の実情に応じた償還方法を定めることで、現行の災害申請金の支給等に関する法律施行令第7条第3項に規定する「年賦償還又は半年賦償還の方法」について、例えば、「年賦償還、半年賦償還、半年償還」を併用する「年賦償還の方法」と規定することにより、再賦償還に応じない市町村に対応しつつ、ある程度償還を確保したいという市町村の選べる仕組とすべきではないか。

審議番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
198	<p>昨年度から実施している処遇改善等加算Ⅱは、単に勤続年数に応じて賃金を引き上げるだけでなく、保育士等の専門性の向上を図るとともに、新たに保育園等における保育人材のキャリアアップの仕組みを構築していただくために導入した加算その数値に、処遇改善額の配分には一定の条件を設けているが、現場や自治体等からのより柔軟な配分を可能としてほしいとの要望を受け、今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう条件を一時的に緩和し、より若い世代のものとしたことである。道としては、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図るとともに、加算の取得状況等について調査し、検証を行う。</p>	<p>関係府県の回答では、「今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう条件を一時的に緩和し、より若い世代のものとしたことである。道としては、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図るとともに、加算の取得状況等について調査し、検証を行う。」</p>	<p>【福島県】 そもそも処遇改善等加算Ⅱの対象者には、4万円の全額を確実に支給することが本来の趣旨であるので、対象者を職員全体の3分の1に限定する等の措置は改善すべきと考え。</p>	<p>【全国知事会】 少子化対策は国における喫緊の国家的課題であることから、国においては待機児童解消に向けた受け皿の整備や処遇改善等保育士確保に取り組むこと。今年度から条件を一時的に緩和したことは、提案団体では見直し後の内容で支障が生じていないこと。今後、加算の取得状況等について調査・検証を行われる際は、上記のような地方自治体の意見にも十分留意し、「副主任保育士等に対する月額4万円の賃金改善を、加算対象職員の半数以上の職員に実施を行う」という条件についても、より柔軟な制度運用が可能となるよう見直しすべきではない。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 処遇改善等加算Ⅱについては、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう、条件の一部緩和が行われていることについては認識しているが、提案団体をはじめ、市町村によっては半数以上の階層の職員が多く存在する施設・事業所もあり、これらから条件を一時的に緩和したことは、上記の条件緩和が必要とする制度の運用、やすその先には認められていないこと。</p> <p>今後、加算の取得状況等について調査・検証を行われる際は、上記のような地方自治体の意見にも十分留意し、「副主任保育士等に対する月額4万円の賃金改善を、加算対象職員の半数以上の職員に実施を行う」という条件についても、より柔軟な制度運用が可能となるよう見直しすべきではない。</p> <p>○ なお、調査の際は、単に処遇改善等加算Ⅱを活用する施設数だけを調査するのではなく、既に活用している施設における運用の状況も、活用していない施設における未活用の理由についても併せて把握し、それも踏まえて柔軟な制度運用を検討していただきたい。</p>		

内閣府 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
207	目 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険事業に対する給付の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	<p>【介護保険事業】 給付や報酬等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再発行申請や届出において、申請者に個人番号を記載する必要があるが、申請に基づく、再発行するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することが難しい。</p> <p>また、再発行申請件数は年約2000件あるが、要介護状態にある高齢者が発生するとはほほおひない。介護保険事業者が手続が助かる、その際、申請者に個人番号が記載されていることにより、職員が担当の処理にスムーズに繋がります。</p> <p>また、再発行申請件数は年約2000件あり、そのうち約半分の申請が滞り、再発行するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することが難しい。</p>	<p>【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に業務を進められることができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。</p> <p>継続や給失等による再発行に当たって、個人番号を登録することで、及び情報連携することにより、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を阻害することができる。</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第15条第1項第2号	内閣府、厚生労働省	各務原市	〇介護保険被保険者証等再発行申請書および介護負担割合認定書再発行申請書 〇介護保険負担割合認定書再発行申請書	米沢市、浪江町、石原市、喜多市、八王子市、大田市、山形市、大田原市、山形市、今治市、佐野市、佐賀市	<p>〇給失や報酬等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再発行申請や届出において、申請者に個人番号を記載する必要があるが、申請に基づく、再発行するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することが難しい。</p> <p>また、再発行申請件数は年約2000件あり、そのうち約半分の申請が滞り、再発行するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することが難しい。</p> <p>また、再発行申請件数は年約2000件あるが、要介護状態にある高齢者が発生するとはほほおひない。介護保険事業者が手続が助かる、その際、申請者に個人番号が記載されていることにより、職員が担当の処理にスムーズに繋がります。</p> <p>また、再発行申請件数は年約2000件あり、そのうち約半分の申請が滞り、再発行するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することが難しい。</p>	
208	目 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療保険事業における給付の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	<p>【医療保険事業】 給付や報酬等による医療保険被保険者証及び高額受給者証並びに資格証明書の再発行申請において、申請者に個人番号を記載する必要があるが、申請に基づく、再発行するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することが難しい。</p> <p>また、再発行申請件数は年約2000件あり、そのうち約半分の申請が滞り、再発行するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することが難しい。</p>	<p>【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に業務を進められることができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。</p> <p>継続や給失等による再発行に当たって、個人番号を登録することで、及び情報連携することにより、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を阻害することができる。</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第15条第1項第2号	内閣府、厚生労働省	各務原市	〇国民健康保険被保険者証等再発行申請書	ひたちなか市、新発田市、八王子市、横濱市、川崎市、多摩市、鎌倉市、田原市、神戸市、佐賀市、山崎小野宮町、今治市、青森市	<p>〇給失や報酬等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再発行申請や届出において、申請者に個人番号を記載する必要があるが、申請に基づく、再発行するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することが難しい。</p> <p>また、再発行申請件数は年約2000件あり、そのうち約半分の申請が滞り、再発行するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することが難しい。</p> <p>また、再発行申請件数は年約2000件あるが、要介護状態にある高齢者が発生するとはほほおひない。介護保険事業者が手続が助かる、その際、申請者に個人番号が記載されていることにより、職員が担当の処理にスムーズに繋がります。</p> <p>また、再発行申請件数は年約2000件あり、そのうち約半分の申請が滞り、再発行するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することが難しい。</p>	

審議事項	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
207	<p>【内閣府】 ます。厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、両者と連携しつつ検討する。</p> <p>【厚生労働省】 介護保険における被保険者証等の交付や再交付の事務については、被保険者の情報、個人番号を利用して検索・管理する目的により、申請書等に個人番号の記載を求めている。</p> <p>提案については、介護保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府県と連携しつつ検討する。</p> <p>なお、個人番号の導入にあり、申請者等が高齢であることも鑑み、申請受付時等の対応について、申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が困難な場合等に、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検査し、職員が記載して差し支えないことを示している。</p>	--	--	--	--	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求め。</p>	<p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、 ・ 区分別のマイナンバー利用ではフンスオンリー原則にのっとり、申在等の主たる手続と併せて提出され、又は申在等の後に随時提出されることを考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を求めていること、社会保険分野のマイナンバー利用でもフンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 通知カードだけでは不十分と見做す、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、必ず済しの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。</p> <p>○ 厚生労働省において、 ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。 ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し、厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。</p>
208	<p>【内閣府】 ○国民健康保険法施行規則については、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月28日閣議決定)」において、「(中略)国民健康保険法施行規則(第133(厚生省令52))において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府県と連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされており、現在、厚生労働省に協議中である。</p> <p>○後期高齢者医療制度については、まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、両者と連携しつつ検討する。</p> <p>【厚生労働省】 ○国民健康保険法施行規則に対しては、平成28年初にも同省の「提案をいたしている」とあり、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月28日閣議決定)」において、「(中略)国民健康保険法施行規則(第133(厚生省令52))において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府県と連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている。現在、関係府県と協議中。</p> <p>○後期高齢者医療制度においては、上記の国民健康保険と同様に、後期高齢者医療事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府県と連携して検討する。</p>	--	--	--	--	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>	<p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、 ・ 区分別のマイナンバー利用ではフンスオンリー原則にのっとり、申在等の主たる手続と併せて提出され、又は申在等の後に随時提出されることを考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を求めていること、社会保険分野のマイナンバー利用でもフンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 通知カードだけでは不十分と見做す、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、必ず済しの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。</p> <p>○ 厚生労働省において、 ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。 ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し、厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。</p>

番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
215	<p>○災害救助法にも救助の実態については、法令及び交付条例によるほか、内閣府救助の実態のため、災害救助法による救助の実態について(昭和45年5月11日厚生省社会局長通知)によることとされていること。</p> <p>○災害の規模、即座、発生場所により、必要な救助の内容や中量に違いが生じるものであり、それぞれの災害において、実施した救助の内容について、適切に措置が執行されるかを一定基準管理する必要がある。</p> <p>一方、迅速かつ円滑な災害救助に資するため、災害救助法の事務処理に必要な書類の見直しと連携について検討してまいりたい。</p>					<p>【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を促るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	
216	<p>○預行の災害救助法においては、災害より、特に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食料等が行き届くよう、期間によって救助を行うこととしている。これは、災害時に発生している被災者が多く、ある程度の期間にわたるため、金銭は物資の購入にほとんど用いるない場合が多く、金銭を給付すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らなければならない法的措置のありとを兼ねた考え方をしている。</p> <p>○借上型仮設住宅の供与についても、金銭を保有している住民の確保が困難な場合を想定し実施するものであることから、建物給付を前提としているもの。</p> <p>○仮設住宅は、一時的な住まいとして提供することであることから、地域の相場を踏まえ、家賃上限を設定していることである。ただし、救助の必要な人に必要なものを提供する災害救助の考えから、特別な事情がある場合には、特別基準の適用により、適用し対応していくこと。</p> <p>○従来の家賃に対する実質負担は、仮設住宅となつて住宅を提供する災害救助の考えから認められないものであり、即ち、家賃を減額し支払いが容易に支払われることとなり、仕組みとして成り立たないものであり、借上型仮設住宅の供給が適量ないおそれがあることと、適切ではない。</p>					<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○借上型仮設住宅の総戸数を増やすという観点から借上型仮設住宅の家賃の一律低減の導入をすべきではないか。 ○高い家賃を負担できる者のみが入居できる仕組みを設けることは社会的平等の観点から問題である点については、一部家賃負担の住宅の一部家賃負担の住宅については、別々にあせんの対象とし、一部家賃負担の住宅についてはあせんから離れた住宅については、一部家賃負担の住宅のみを対象として、最初から隣接区分つきであせんから離れた住宅に誘導する取組が望ましいのではないか。 ○借上の被災者が自力アパートで見つけられる場合であっても、家賃を一部負担できる場合、二者借上型仮設住宅として認められる物件の判断が容易になるように、家賃上限を超える場合に特別基準が適用された途次の事例を整理し、地方公共団体へ通知すべきではないか。</p>
228	<p>事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定こども園が3歳以上児を受け入れる施設が確保が困難な地域や、3歳以上児の保育需要が生じている地域等、特別の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れることを想定し、預け入れ(預け入れ)も対応が可能である。</p> <p>また、保育所等保育事業の施設及び運営に基本(平成24年厚生労働省令第1号)第46条に規定する保育所等保育事業内保育事業の運営に係る特別措置については、子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。</p> <p>また、連携施設についても特別措置の延長に際しては、3歳児以上の児童の受け入れを受ける保育所等保育事業内保育事業については、3歳児以上に対する保育の継続的な提供が前提となっていることから、ある程度施設へ転入させる必要はなく、当然に連携施設は不要であると考えられる。</p> <p>地域型保育事業については、3歳児未満については家庭的な雰囲気による保育の提供、3歳児以上については集団による幼児教育等の提供が求められていることから、連携施設の設置は重要だが、保育所等保育事業内保育事業においては、集団による幼児教育等の提供も可能である。</p> <p>今回の提案により ①連携施設だけでなく整備できる。(経過措置を除く) ②即座、連携施設型保育事業の運営が不安定なところと、他の地域型保育事業の連携施設を確保することができる。 ③整備できる。連携施設型保育事業に併設させることができる。 ④運営事業者としても安定した事業計画が立てられる。 等のメリットはあると考えられている。</p>		<p>【甲府市】 預行制度により対応可能とあるが、あまでも地域の事情を勘案するなどの規定的な取組は必要になってくる。あわせて、自治体向けFAQ【第16編No.241】及び事業向けFAQ【第1編No.150】にも不備はないが規定的な取組については、これらのことから、各事業団体の事業計画に加入保育所等保育事業の設置等が保育者に転入し、その結果、加入保育所等保育事業における地域型について3歳児の設置が可能となるよう明文化されたい。</p> <p>また、連携施設の設置についての前提として、連携施設の受け入れが可能な施設は、あらかじめ受け入れ先としての連携施設の設置が必要となることから、保育所等保育事業内保育事業の連携施設に係る特別措置については見直しに向けて積極的な取組が期待されていること。</p>			<p>【全国知事会】 保育所等保育事業の連携施設の確保に係る特別措置については、子ども子育て支援法の施行後5年の見直しの中で検討するとの回答をしているが、当該基準は「従うべき基準」であり、「従うべき基準」については、各府県の内容を整理し指導するのであり、運用するものは、同一必要等と規定されべきものとの地方分権改革推進委員会委員の意見を踏まえ、加入保育所等保育事業へ移行すべきである。</p> <p>③3歳以上の児童の継続的な提供を受ける地方自治体の施設の利用については、サーズ水災の切下げや他の政策的な理由等地方自治体の施設の再評価はなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自身が決定し、その地域の事情に合った判断・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるもののである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>＜3歳以上の児童の受け入れについて＞ ○子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)において、3歳以上の児童の新規受け入れ・定員設定は法上許容されているものと許容されているものであれば、どのような場合に3歳以上の児童の利用が許容されるか。 ①3歳未満からの継続利用 ②3歳以上の児童の新規受け入れ ③3歳以上の児童の定員の超過 のそれぞれについて明瞭に示されたい。(1次ヒアリングのほか、国・関係機関ワークグループ・ピアリング(平成24年5月11日等)における委員協議(入居)資料に添付されたい。) ○1次ヒアリングでは、事業所内保育事業を利用する児童が3歳以上になった場合であっても一定の要件のもと引き続き利用することが可能であると説明があったが、3歳以上になった児童が事業所を利用していた3歳以上の児童を新たに受け入れることの可否 事業所が認可時より3歳以上の児童の新規受け入れの可否については示されていないことから、地方公共団体としては原則として3歳以上の児童の新規受け入れはできないと捉えられている。 提案されている利用児童の転入による保育所等保育事業内保育事業は、通常、認可保育所と同様の基準・運営基準が課せられていることを踏まえて、これらの対応(3歳以上の児童の新規の受け入れ)については、認可保育所と同様の基準・運営が課せられるべきではないか。 ○また、同じヒアリングにおいて、3歳以上の児童の継続利用が可能な場合として、次の通り明記されたこと。 ・従業員、地域共済 ①居住する地域に保育所や認定こども園がない場合 ②保育所や認定こども園があるが定員に空きがない場合 ・従業員のみ ・従業員がいない場合はある場合 これらの条件について、地域型を利用する児童であっても、従業員と関係し、保護者の希望によって3歳以上の児童の継続利用を認めると、自治体の利便性で数割に3歳以上の児童の継続利用が可能となるのではないか。 ○子育て支援法として連携施設の確保について ○3歳以上の児童を受け入れる保育所等保育事業内保育事業については、当然、子育て支援法の受け入れとしての連携施設を確保する必要があるため、直ちに所定の省令改正等を行うべきではないか。</p>

審議番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
230	<p>子ども子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。</p> <p>関係者は、認定こども園園長、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。</p> <p>今後、引き続き、所会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。</p>	<p>平成31年度末に経過措置期間が終了すると、規定通りの職員配置ができず、園運営に支障が生じるため、提案内容とおり対応したい。</p>	--	--	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求め。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども子育て会議においても、多くの教育・保育関係団体から延長を望む声が上がっており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを懸念される。当然措置すべきではないか。</p> <p>○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>	

内閣府 再検討要請

管理事務	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による社会の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
263	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における関係補助金の交付完了日の繰直	地方創生推進交付金について、関係補助金の交付を行う場合、年度末までに関係補助金の交付を完了しなければならぬとされているが、年度末まで関係補助金事務が完了しない場合、繰直の交付手続では十分な事業期間を経験できないことから、関係補助金の交付完了日の繰直を求める	地方創生推進交付金は職数率にわたって交付されるものであり、前記一定の条件を満たせば人員や事務労務費、光熱費等に充てることと可能であるが、年度末までに関係補助金の交付を完了しなければならず、年度末の3月分の経費に充てるのが事実上であるが、事業実施(目的の達成)に支障を生じている。 また、地方創生推進交付金交付要綱第15条第2項において「概算払いの規定(現在の運用では対象者主体の指図が各品目ごとを越し、年度交付決定額の約半に割)があり、前記交付決定額の全額概算払いが可能なことも、関係補助金の交付完了日の考え方が見直されれば、切れ目ない支援がでるのではないか。	関係補助金の交付完了日が繰直されることで、切れ目ない支援が可能となり、事業における経費的な遅延がなくなる。	地方創生推進交付金交付要綱	内閣府	筑北村	一	北海道、徳島県、宮城県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県、山梨県、静岡県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、沖縄県	○地方創生交付金は、年度末までに関係補助金の交付完了がなければならず、年度末の3月分の経費に充てるのが事実上であるが、事業実施(目的の達成)に支障を生じている。 また、地方創生推進交付金交付要綱第15条第2項において「概算払いの規定(現在の運用では対象者主体の指図が各品目ごとを越し、年度交付決定額の約半に割)があり、前記交付決定額の全額概算払いが可能なことも、関係補助金の交付完了日の考え方が見直されれば、切れ目ない支援がでるのではないか。
274	地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等による連携施設の拡充	1 連携施設の確保における「保育所の定数」以下を加え、要件を緩和すること。 ① 認証保育所 ② 企業主導型保育事業所 ③ 特区小規模保育事業所 2 代替保育の連携施設の確保を求めないとする場合(「事業実施の場において代替保育施設として認められる場合」の要件の適用上の取扱いを具体的に明文化すること。 現状、区市町村で、「小規模保育事業(児童事業等)と同等の能力を有する」と区市町村認めるの判断に支障が生じている(「下等学齢」:要件の適用上の取扱いを具体的に明文化)の判断に支障が生じている。家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。 ① 各区市町村が独自に任用した家庭的保育の補助員 ② 職員の育成・研修等(企業、小規模保育および事業所内保育事業者が、自社雇用の保育士を予め確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設として認めることが可能))	1 現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の行政通知において「認可保育所」に限られており、区市町村、認証保育所、企業主導型保育事業所、認定こども園、認定小規模保育事業所(人間対人年齢の拡大)を加えることにより、保育所(認可保育所)以外の選択施設が広がり、連携施設の確保が確保と等しくなる。 2 代替保育は、地方分権改革推進を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成30年4月27日付)により、「連携施設の確保を求めないとする場合(「事業実施の場において代替保育施設として認められる場合」の要件の適用上の取扱いを具体的に明文化)の判断に支障が生じている(「下等学齢」:要件の適用上の取扱いを具体的に明文化)の判断に支障が生じている。家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。	○保育所(認可施設)以外の選択施設が広がり、連携施設の確保が確保と等しくなる。 ○家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。	児童福祉法第24条の19第4項および第20条	内閣府、厚生労働省	特別区長会	一	福岡市、神戸市	○連携施設の対として企業主導型保育事業所の追加に賛同。

番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
263	<p>関係補助事業者等を行う場合に年度内に関係補助金等の交付を完了しなければならないことについては、「実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について(昭和30年11月1日財務局長事務連絡)」により「関係補助金等の交付がなければ補助事業者等が完了したとは見なさない」と明確に示されている。これは、国の補助金等全体に対する統一的金額ルールであるため、地方創生推進交付金についても当該ルールに抵触する制度変更は困難」との回答であるが、補助事業者を行う地方の実情を踏まえて、政府全体として関係補助金のあり方そのものを再見直しすることはできないか。</p> <p>また、府に政府全体での見直しの検討が難しいとしても、地方創生推進交付金の運用面の改善で、支援事例の創出を検討したい。</p> <p>＜補足＞ *地方創生推進交付金交付事務指針(1)各第2項における精算払いの規定は交付決定額の90%までとなっているが、金額精算払いを可能とする。 *その上で、精算払い額を3月31日までに関係補助事業者に交付し、翌年度の4月10日までに実績報告することで金額を決定する。</p>	--	--	--	--	<p>【全国知事会】 地方創生推進交付金については、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方創生の更なる深化や取組みの全国展開に向け、地方の実情を踏まえた、より弾力的で柔軟な取組を促すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重された。</p>	
274	<p>(1)(1)について ○保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考える。 ○保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。 ○家庭的保育事業者における連携施設の設置は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会を提供など保育の質の向上のため極めて重要な役割である。このため、連携施設の役割は、連携施設としての機能を総合的に担うことができる。一定の保育の質が確保されている保育所・幼稚園・認定こども園が望ましいと考えており、連携施設の確保を奨励するよう本案提案に対応することはできない。</p> <p>(2)(1)について ○こども園の「小規模保育事業A型事業者等」と同等の能力を有する自治体村が認められる場合には、事業型小規模保育士数を考慮し、当該事業所から保育士を派遣するに当たって、当該事業所の本来の業務に支障が及ぶ、適切な業務を遂行できる事業者を選定しており、対応済みである。</p>	<p>(1)について ○連携施設の確保にあり、保育の質を担保していくことの重要性は認識している。 ○3つの項目のうち「保育内容の支援」を行う連携施設は、引き続き、認可保育所を中心に確保すべきである。 ○一方で、「高園後の受け皿」としての連携施設の確保に向けては、区市町村として、取り組みとして、志願者を受け入れるための連携施設の確保を要する必要がある。しかし、幼稚園・認定こども園との連携を促しているが、従業者のニーズや希望に沿った受け皿には対応できないため、現状では、認可保育所の整備以外の選択肢がない。 ○高園後の受け皿」としての連携施設は、1対1ではなく、1つの家庭的保育事業者が複数の施設を確保することも可能。本提案の連携施設については保育の質が担保されていると考えるため、認可保育所を中心に確保を図りつつ、第2・第3の連携先として、本件による拡充は認められない。 ○高園後の受け皿」の確保において、連携施設の確保は、3歳以降も保護者が安心して働くことができる環境づくりの基盤であり、保護者の安心につながるものではない。 ○代替保育が地方分権改革提案により要件が緩和されたことと同様に、「高園後の受け皿」にかかる連携施設に限って拡充することも可能ではない。 ○なお、本件の提案(後者)では、3つの項目を一律的に確定し、対象施設も共通である。しかし、それぞれの趣旨が異なるため、3つの項目ごとに、対象とすることができるとは定まらざるよう検討してはどうか。</p>	--	--	--	--	<p>【全国知事会】 「認可こども園」については、各府の内容を連携的に調査するものであり、質が決定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準へ移行すべきである。 なお、「認可こども園」の管理は、サービス水準の低下や別の政策目的を阻害する地方自治体の施策の採否ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の事情に合わせた調整・改善なサービス・提案が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>＜高園後の受け皿としての連携施設の役割について＞ ○連携施設は一定の保育の質が担保された保育所、幼稚園、認定こども園が併存していることが望ましいため、対応は担保であるとの認識だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設(認定保育所等)、企業主導型保育施設、特設小規模保育施設、園や地方公共団体から運営支援等を実施していることと見れば、当然保育の質は担保されているものと考えすべきではないか。 ○平成30年の地方自治で高園後の受け皿に係る認定事業者は減らされたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、高園後の受け皿に係る連携施設の確保を拡充することが必要ではないか。 ＜連携施設に関する連携の強化について＞ ○多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を待たなければ、事業認可の取扱いに準ずる認定員の確保がもたない可能性がある。保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取組むためには、当然に延長されるべきではないか。 ○家庭的保育事業者等として、経過措置の延長の可否は事業者選定の拠り所となっても、非対称な取組であるため、再回到達目標を達成するまでの暫定的な取組を促すべきではないか。</p>

審議事項	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
275	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第61号)別添第3条に規定する経過措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第45号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている	○経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業等としては、事業費の見直しを立項の上で喫緊の問題であり、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。 ○経過措置期間の延長を求めるとは、市町村が積極的な関与・役割を要しているとも関わらず、当該後の対応の責任が明確なところである。見直しの検討にあたっては、市町村の実態を踏まえていただきたい。	--	【神奈川県】 国において見直しの検討をされているところかと思うが、見直しの方向性及び検討結果について早急に表明していただきたい。方が、認可数減となる場合や、制度改正される場合、子どもの預け先等の調整等は懸念であったり、十分な準備期間を確保していただきたい。	--	【全国知事会】 家庭的保育事業等による連携施設の確保及びその経過措置については「使すべき基準」とされており、「使すべき基準」については、多例の内容を基的に採算するものであり、国が規定するのは、真に必要な場合に限定されるべきもの地方が専ら推進員等実施主体の役割を担うべきである。使すべき基準の適用は、サービス水準の低下や国の施策目的を阻害する地方自治体の施設の内容ではなく、国が一律に決定している基準等を地方自治体自身が決定し、その地域の実情に基づいた最善・最善なサービス・施設が講じられることを達成させたものである。【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	<園中の受け皿としての連携施設の確保について> ○連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認められる認可外保育園(認定保育園等)、企業主導型保育園、特例の連携施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当然保育の質は担保されているものと考えられるべきではないか。 ○平成28年の対応方針で在園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きたい環境を整備するため、市町村への対応に係る連携施設の確保を検討することを求めている。 <連携施設に関する経過措置の延長について> ○連携施設に関する経過措置の延長の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わずに、事業認可の取扱いに伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の充実と保育士の確保に取組むためには、早期に延長されるべきではないか。 ○家庭的保育事業等として、経過措置の延長の可否は事業費の見直しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。
276	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたことであるが、検討項目として幼児保育施設等に関する経過措置の見直しについて、関係団体、自治体関係者等が構成員となっているが、6月28日の会議の中で、本特例を延長して欲しいとの意見が述べられている。 今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。	○提案が実現しなかった場合の具体的な懸念 国に推進型制度への移行が完了した場合は、両方の免許・資格を有しない保育教諭は配置基準上の有資格者として算入できないため、施設としては園児の保育定員を減らざるを得ない状況となる。その場合は、前年度の入園が困難なほどになり、場合によっては転園措置等も必要になることから、広域域住民に影響が及ぼすことが懸念される。また、市町村においては転園措置等による定員不足を招いている中で、本経過措置終了による定員不足に備え、市町村として保育の緊急措置を行う責を負っているにもかかわらず、その責の軽減を期待し、施設によっては両方の資格を持っていない保育教諭の転入(異動や資金面など)することも懸念される。 ○関係団体からも実現を求める 本件については、自治体だけでなく、教育・保育の業界からも延長を求める声が多く出されており、関係団体も、子育て支援の議論や資料を参照しても、経過措置を延長させなければ多大な支障が生じることが懸念されている。 ○コスト面の整理 本分表では、保育団体等とも連携し、幼児転園講習を受講できるよう養成校等に新たな開講を働きかけているが、これ以上の受講職員増は大変厳しい状況にある。園児の幼児教育・保育料を確保するためには、未受講者に対し31年度中に他園や連携保育での受講を制度的に求めるべきではないが、早期に経過措置の延長が認められれば、両資格保有に向けた計画的な対応が可能となるため、早めに対応する旨を示すことが望ましい。 ○潜在保育士の活用も可能 また、経過措置の延長が実現に決定されれば、現在勤務している保育教諭の確保だけではなく、潜在保育士に対しても32年度以降の更新講習の受講機会が確保されることから、施設としても未受講の潜在保育士の採用を躊躇する要因が当面ない。潜在保育士を即戦力として活用することが可能になる。 ○他団体提案の実現も 加えて、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの資格しか有していない保育教諭の特例措置についても、東京都(管理番号184番)や埼玉県(管理番号230番)が指摘しているように今後支援が生じ得る状況である。本件と併せて適切な措置を講じ、保育教諭が就業しやすい環境を確保していただきたい。	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定めるという1次回答」だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がっており、延長を行わずに保育の確保の取組及び対応において多大な支障が発生することを懸念すれば、当然措置すべきではないか。 ○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。		

内閣府 再検討要請

管理事務	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の関与(関係府省)	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
200	地方に対する規制緩和	その他	住民が負担を担じる必要のない、マイナンバーカード交付に際しては、本人限定受取郵便にて送付する新たな交付方法の在り方の検討	①交付時実行方式において代理人が実行し、顔写真付きではないマイナンバーカードを本人限定受取郵便にて送付することを可能とする。 ②マイナンバーカード交付における一部の事務を、郵便局(郵便局員)でも行うことが出来る方式を実施する。具体的には、市区町村の職員(交付員)でも可能となるよう、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に当該事務を追加するなどの制度の法律改正を行う。	【制度改正の経緯】 マイナンバーカードの交付事例については法定受託事務となっており、全国の市区町村が実施している。マイナンバーカードは運転免許証と同様に公的な身分証となるため、カードの交付に際し厳格な本人確認を要すが、本人が障害や障害者等により実行できない場合に認められている代理人への交付手続が実施に際していない。 【支援事例】 税金、人定等を中心とする実行出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提出することで、カードの交付を行っているが、代理人が提供する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ない。マイナンバーカードの普及・促進にはマイナンバーカードの交付は必須事項であることから、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方を検討する必要がある。	市区町村の事務の効率化(作業負担の軽減)に資する。これまで交付が困難であった住民に対するカードの交付が可能となり、住民の利便性向上に寄与する。①本人限定受取郵便を可能とする方法による効果 郵便局の本人限定受取郵便のサービスを使用することで、公的身分証の本人確認を付したうえで、本人への郵送が可能となる。 ②郵便局(郵便局員)でも行うことができる方式による効果 市区町村担当窓口以外の場所での交付が可能となることで、誰でもなく誰でもマイナンバーカードを申請することが出来る。住民の利便性向上に資する(申請番号の入力は従前どおり市区町村担当窓口で行い、顔認証システム等によるカードの写真と申請者の同一性の確認と交付を郵便局員が行う。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第13条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第13条(第16条) 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理規程(平成27年12月(エ)) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 第二条	内閣府、郵務省	大村市	-	ひたちなか市、横川市、柏市、川崎市、三宅市、多治野市、八尾市、徳島市、宇治市、北九州市、浜田市、芦屋市、高岡市	○個人番号カードの交付については、施設内入居中であり、高齢者本人の代理で顔写真(顔)が撮られるケースが多い。この時、本人は実行不能、委任状書きことできない等の状況があり、交付トラブルが発生している。 ○健康中等や中を指す実行できない申請者の中には顔写真身分証明書を提出していないという場合もある。本人限定受取郵便での交付が可能となる交付手続につながる。また、市区町村職員が出席する本人確認を郵便局員が実施する交付手続を併用して、本人限定受取郵便での配達が可能となっているが、実際に申請者の負担が大きい交付方法に代わってほしいと要望をいただいていた。申請者の負担の軽減が課題となっている。 ○顔写真交付の本人確認書類を所持して、本人の家庭が入院により困難な場合は、職員が出席する本人確認を郵便局員が実施する交付手続を併用してほしいと要望をいただいていた。申請者の負担の軽減が課題となっている。 ○代理人交付の場合、申請者本人・代理人とも写真付き本人確認書類を提出しなくてはならない。さらに申請者本人の出席が困難であるとの証明書類が必要である。 個人番号カードの取扱いについて、郵務省や郵便局員が顔写真付き本人確認書類が無い方の必要性が高いにも関わらず、交付することが困難であるのは、カード交付促進につながる一因と思われることから、交付方法について検討する必要があるのではないかと。 ○今後、マイナンバーカード等の他の申請など用途が広がっていくことを鑑みると、実行が難しい方がマイナンバーカードの取得を希望するケースも増えてくると思われる。したがって、照会書委任状のほか、本人確認書類を複数用意したい場合、対応できるような取扱いでもありたい。 ○1)について、当面においてマイナンバーカード交付事務を行うに当たり、提案団体が行政事務の代理人、入居等や中を指す実行出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提供する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードを申請することが出来ないという状態に陥っている。1)取扱いの改善、マイナンバーカードの受取がしたいのにできない」といった事務負担を減らしたい。 そのため、①交付時実行方式において代理人が実行し、顔写真付きではない身分証を提出した場合は、カードを本人限定受取郵便にて発送することを可能とする」といった制度の普及に期待する。 ○本人が障害や中を指さない事情によりマイナンバーカードの受取の実行が困難な場合、代理人のカード交付が可能な場合、窓口において、写真付き身分証がない場合、交付が出来ない。マイナンバーカードを申請する人の中には、運転免許証などの写真付き身分証明書を複数もっているが、写真付き身分証明書のみの申請も多かった。郵務省の申請が多いことに加え、本人が顔写真付き、代理人が顔写真付きが、顔写真交付に顔写真付き身分証明が必要で、受取を希望する必要があると思われる。②企業訪問により、勤務地から申請で申請を行ったものの、申請者が顔写真身分証明書を提出してなかったが、実行して取り返さなかった事例があった。 ○そもそも顔写真付きの証明書のない場合、個人番号カードを申請しているにもかかわらず、その身分証明書を求めることはおかしなのではないかと考えていた。ただ、本人も多々希望している。郵務省への問い合わせがあり、実行するかどうかの対応がまだなっているが、郵務省が遠方等にあることなどもあり、必ずしも実行するものではなく、個々の状況により交付できない場合もある。これから対応するための新しい仕組みづくりが必要と考える。 ○年中においても、マイナンバーカードを所持しないという住民が、歳費や歳費等により実行することが不可能なため、カードの所持を諦めざるを得ないケースが散見されている。

審議番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
290	<p>【内閣府】 まずは個人番号カードに関する制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。</p> <p>【総務省】 住民に対する個人番号カードの交付は、原則として申請者本人が実行することによって、顔写真、氏名、住所、生年月日、性別等の個人番号カード記録事項が申請者本人に一致することを確認することが必要であるが、申請者本人がやむを得ない理由で実行できない場合に限り、代理人が当該申請者本人の顔写真交付時の本人確認書類を提示することを求めるという附条件的な措置を認めている。</p> <p>個人番号カードは、顔写真付きの身分証明書として本人の顔写真を登録するため、当該申請者本人の顔のみを一意に識別しなければならないものであるが、その例外的な措置として認められる本人の発行による申請者本人の顔写真の登録さえも、ないということは、個人番号カード記録事項の信頼性を損なうものであり、①は困難である。また、本人顔写真提供においては、前述する個人番号カード記録事項を登録するものではなく、また、必ずしも顔写真提供の本人確認書類を用いて本人確認を行っている訳ではないことから、適切ではない。</p> <p>個人番号カードの本人確認は、個人番号カードの発行者である市町村が後述まで本人であることを証明するためのものであり、発行者としての責任を負うことができない「郵便局(郵便局員)」がこれを行うことは困難と考えている。</p>	<p>○郵便局(郵便局員)に一部の交付業務を行わせる場合、個人番号カードの本人確認については、代理人が持参した身分証の確認を市町村が行い、カードの券面写真と受取者の同一性の確認のために、郵便局員が実施した顔認証システムの照合結果を市町村が確認することで、これまで同様市町村が責任を負って責任を負うものとなる考え。</p> <p>○顔写真や顔等など、やむを得ない理由で実行できず、さらに代理人へ交付する条件も満たさない住民が急増することは郵政当局から想定されたにもかかわらず、有効な方法が検討されていない。カード普及を推進するのであれば、住民への個別訪問といった職員のマニパワに頼る方法だけではなく、住民が申請に交付を受ける方法を前段すべきであったが、再検討を求める。</p> <p>○なお、郵便局方式を導入するにあたっては、地方自治体の特定の事業者等における取扱いに関する法律や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「開示の導入による公平サービスの実現に関する法律」)の改正が必要となると懸念していることから、併せてその改正についても検討を求める。</p>	--	--	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 総務省において、 ・ マイナンバーカード交付時における目視及び顔認証システムで行う本人確認は、数値的判別を必要としない事案に当たることから、郵便局に委託することを可能とするべきではないか。 ・ 郵政事業局総務課の顔認証等の事例における、業務専任が責任を持って信頼性を確保する仕組みを参考に、市町村から委託を受けた郵便局員が行った顔認証システムでの認証のデータが市町村のデータベースに接続され、市町村がマイナンバーカード交付した相手と本人の同一性を確認できれば、マイナンバーカードの発行については市町村長が責任を負うこととなるため、郵便局におけるマイナンバーカードの交付が可能となるのではないかと。 ・ これらの仕組みにより技術的な安全が確保されると考えられ、郵便局員の行う顔認証を同時に転送して市町村が確認するシステム、あるいは市町村がテレビ電話で本人確認を行うシステムなどで顔認証を代行できることにより、住民が最も利便性の高い郵便局でマイナンバーカードの申請から交付まで行うことを可能とするべきではないか。</p> <p>○ 内閣府(番号制度推進室)において、マイナンバーカードが普及しやすいシステムをつくる観点から、マイナンバーカード交付時の本人確認における顔認証システムの活用、テレビ電話等の新技術の活用等により、住民が最も利便性の高い郵便局でマイナンバーカードの申請から交付まで行うことを可能とするべきではないか。</p>	

内閣府 再検討要請

管理事務	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
297	目 地方に対する規制緩和	高齢・福祉	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務負担におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務における事務負担の軽減を図りたい。	所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供が困難なため、保険者が郵送によるやり取りをしなければならぬ。また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けることができ、これにより、医療費の負担軽減が実現し、患者や家族の負担を減らすことが可能となる。患者や家族の利便性の向上につながる。	健康保険法施行規則第38条の2 国民健康保険法施行規則第2条の1の2 児童福祉法第19条の3第7項 児童福祉法施行規則第7条の22 精神の患者に対する医療に関する法律第7条第4項 精神の患者に対する医療等に関する法律第19条第7項及び別添第1の9の1及び10の1項	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	相模原市	相模原市	<ul style="list-style-type: none"> ○本県において、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を求め、大きな負担となっている。 ○事務手続の負担(比較)は、公共負担の削減効果が不明確であった。まずは「所得区分」の記載の取組を段階的に、保険者への負担軽減を図りたい。 ○所得区分の記載を省略する場合は、マイナンバーによる情報連携で「所得区分」を把握可能としている。 ○本市では、年に約80回、郵送でのやり取りがしている。 ○本市、各市長府連合協議会においては、送達まで1か月かかることが多いため、受給者証の発行に時間を要している。 ○保険者への所得区分の照会では、郵送による照会送付のための手間及び郵送料がかかる。郵送による一定期間の必要な、受給者の発行まで期間を要している。 ○所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とする事で上記の負担は解消される。 ○本市において、申請書類揃っているにもかかわらず、保険者への所得区分照会を行うために医療受給者証の発行が遅れる場合がある。 ○照会に係る照会送付についても、照会先やタイミングが異なる。保険者や課税状況によっては情報連携の活用が必要となる。 ○同様の実績事例が生じている。マイナンバーによる情報の連携が可能となれば、県からの所得区分照会への照会の事務と県と市町村に所得区分が変更となった方の届書の手間が省ける。 ○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかる。保険者からの送達があるまで医療受給者証を送ることができず、医療受給者証発行まで時間を要している。 ○受給者証の発行が遅れたため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手続き等の負担を強いられる。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながる。 ○所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供が困難なため、保険者や郵送によるやり取りをしなければならぬ。 ○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかる。保険者からの送達があるまで医療受給者証を送ることができず、医療受給者証発行まで時間を要している。 ○現在、所得区分(適用区分)は保険者に郵送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で取得し確認できれば、タイムリーな対応が可能となり、事務の簡便化、適正化につながる。 ○しかしながら、所得区分(適用区分)の記載を必須とする本制度の根本的な異議、廃止については、定かからずしている。 ○高額療養費の限度額適用区分(所得区分)の郵送での照会に2週間ほどしており、情報連携が可能となれば、大幅な業務改善が望まれる。 ○所得区分の記載は、保険者へ書面によるやり取りであり、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡便化に繋がると考えられる。 		
309	目 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の事務処理に必要書類の統一化及び記載内容の簡素化	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿書式」の種類の多く、記載内容が異なる点について見直しを提案する。	現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作業に多くの時間を要している。また、書式の内容も重複するものが多く、例えば「監査を受ける際の資料について、個人と法人とでは形式が異なるが、作業量が膨大であった。特に生活保護申請書の「輸送記録簿」は、「いっしょ」に「記録の巻」を記入して届け出たを記録しなければならず、災害救助法を行いつつ、個々の記録作業に追いつくことが、迅速な救助対応に支障をきたしている。	災害救助法・局長通達	内閣府	指定都市市長会	ひたちなか市、石川県、山形県、田原市、北九州市、宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> ○現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作業に多くの時間を要している。また、書式の内容も重複するものが多く、例えば「監査を受ける際の資料について、個人と法人とでは形式が異なるが、作業量が膨大であった。特に生活保護申請書の「輸送記録簿」は、「いっしょ」に「記録の巻」を記入して届け出たを記録しなければならず、災害救助法を行いつつ、個々の記録作業に追いつくことが、迅速な救助対応に支障をきたしている。 ○【例】避難所設置費用を例にあげると、様式で購入した物の品名・金額を記載し、様式では避難所としての支出額を記載する必要があるが、避難所ごとの支出額が必要であれば、様式は書面での対応はできない。 ○また、法外に出ている、避難(避難所等)で物品の受け払い等を細かく管理することは現実的に困難であり、特に避難所が小規模かつ数が多い場合、内容の救助項目【様式第19号】については、避難所の内容を記載すれば足らぬよう簡略化していただきたい。 ○様式(輸送記録簿)においては、「生活必需品を運んだ世帯(2,000世帯)について、輸送日、輸送先、輸送個などを全て記載する必要があった。輸送自体は配達業者が行っていたため、データの取り合わせ等を省くことで作業の負担を軽減した。配達業者が作成する配達票をもとに様式を作成し、取り分けに記入するなどの見直しも改めて検討して頂きたい。 ○加えて、各様式に明確な記載例を明示したことも、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。 		

審議番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
297	<p>【内閣府・総務省】</p> <p>まず、厚生労働省において、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事項における所得区分に関する情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率的な実施について検討する必要がある。その上で対象がれば、情報連携に向けた制度の対応を検討する。</p> <p>【財務省・文部科学省・厚生労働省】</p> <p>大半の所得区分情報は、認定を申請しようとする者(申請者)が関係機関(都道府県等)を経由して受給者へ申し出ることされており、当該申し出を受けて受給者が所得区分の判定を行うものである。</p> <p>そのため、ご提案の情報連携については、具体的な事務フローを勘案の上、関係法令の適合性や受給者及び地方自治体におけるシステム連携のための技術面、セキュリティ、高度性を踏まえ、その実現の可否も含め関係府庁で検討していただく。</p>					<p>【全国知事会】</p> <p>マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ関係機関に活用することを確認を求めたい。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>生活保護の提案等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府(番号制度担当)及び厚生労働省において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案団体が生活保護の不正支給防止のために、生活保護申請時に、労働者災害補償保険法に規定する全ての労務保護給付に関する情報のマイナンバーによる情報連携を求めたいことを踏まえ、①年金支給調整のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労務保護給付に関する情報を追加する場合に関する費用の推計と、②生活保護給付者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労務保護給付受給者の重複受給から発生される効果の推計と比較するなど、休業給付給付等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 ・ 生活保護申請手続等において、休業給付給付等をはじめとする労務保護給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方策を検討すべきではないか。 ○ 内閣府(番号制度担当)及び厚生労働省において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定医療及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険事業の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に要する費用の推計と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定医療費の給付者数から導き出される本提案の対象の推計と比較するなどし、高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 ・ 提案団体が示す支援事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。
309	<p>○災害救助法による救助の実施については、法令及び交付金額によるほか、円滑な救助の実施のため、災害救助法による救助の範囲について(認知制)等より自ら災害者生命救助法に定めることとされていること。</p> <p>○災害の種類、態様、発生場所により、必要な救助の内容等が違いが生じるものであり、それぞれの災害において、実施した救助の内容について、災害に賠償が執行されるのを一定程度確認する必要がある。</p> <p>一方、迅速かつ円滑な災害救助を行うため、災害救助法の事務処理に必要な情報の見直しの適否について検討してまいりたい。</p>					<p>【全国知事会】</p> <p>大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続の簡素化など必要な見直しを行うこと。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重された。</p>	

内閣府 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
316	地方に対する規制緩和	高齢・福祉	介護保険被保険者証等の交付及び再交付申請における個人番号記入の義務化。	介護保険法施行規則に定める種別認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に後援者情報等を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 「マイナンバー」の記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が受給者の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。また、申請する高齢者にも、マイナンバーが付けられず申請できないのではないかという不安を生きている。 介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー(欄)は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事例が生じている。		手続きが従来どおりでない、高齢者及び代理申請する介護事業者、および自治体窓口担当者の負担が軽減される。	介護保険法 介護保険法施行規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府、厚生労働省	今治市	【提案団体に賛同】 徳島市、徳島市、宇和島市、新居浜市、西条市、東条市、浜江町、右衛門、ひたしなが市、富田町、八王子市、水道市、山形市、田原市、出雲市、高松市、宇和島市、内子町、松浦市	○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者情報等を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、業務を煩雑にするだけである。 よって、既に被保険者である被保険者等の再交付申請において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化にしたいと考えている。 ○当市では、年間約40人から再交付申請があり、そのうち半分以上が介護保険事業者が代行申請をするため、個人番号の記載は事務でも明確でかつ正確に補記する必要がある。また、情報連携の必要もないため、市長へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。以上のことから、再交付申請においての個人番号記載の義務付けを廃止してほしい。 ○マイナンバー記入に要する市長の負担及び事務負担が大きい状況である一方、現状マイナンバーによる情報連携の必要がないことから、制度改正の必要性を認めます。 ○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者情報等を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 「マイナンバー」の記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が受給者の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。 介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー(欄)は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記することが多い。 ○介護保険被保険者証等の再交付申請については、個人番号が未記載となっており、未記載については職員が職権の上記載しているものの、情報連携においては当該事務処理の必要性はないものと捉えている。 ○再交付申請において個人番号を記入した事務処理を行うことはほかにかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べた記入する事例が発生するもの、事務効率低下となっている。 ○介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携も想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を廃止してほしい。 ○事務処理上の支障がないため、申請書への補記もしていない。 ○介護保険被保険者証等再交付申請書の個人番号記載欄は、7人でない方の申請も多く、未記入の場合が多いため事務的負担が大きい。 個人番号を有効に情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止をしてほしい。 ○再交付事務だけ見て年間180件程度のうち、マイナンバー記載の上での申請は10程度であり、当市においても事務処理上の負担となっている。	

審議番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
318	<p>【内閣府】 ます、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。</p> <p>【厚生労働省】 介護保険における被保険者証等の交付や再交付の事務については、被保険者の情報を、個人番号を利用して検索・管理する目的により、申請書等に個人番号の記載を求めている。</p> <p>提案については、介護保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府等と連携しつつ検討していきたい。</p> <p>なお、個人番号の導入にあり、申請書等が高齢であることにも鑑み、申請受付時等の対応について、申請者が自身の個人番号がわからず申請書への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと等を示している。</p>	--	--	--	--	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○ 内閣府(番号制度担当)において、 ・ 各分野のマイナンバー利用ではワンストップ原則にのっとり、申在等の主たる手続と併せて提出され、又は申在等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を求めているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンストップに該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 通知カードだけでは不十分であるため、再発行事務の本人確認手段として十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、必ずしも追加が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の届出番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。</p> <p>○ 厚生労働省において、 ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を抜き、最初の発行事務手続のものを活用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。 ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し、厳重な検査が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の届出番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。</p>